

譯するにも全く此方ない思想を表す語は翻譯の出來ないと同じ様に、こちらにない神格を捉へ來つて人心に注入し神社佛寺を創建する事は困難であつたらうと思はれる。

以上は汝一個の假説に過ぎぬと言はるれば其迄であるが、御一新前後に此造化の神を祭る神社の多くなつた事は注意すべき事で、取りも直さず、我國民の宗教心が祖先神とか部分的威力の神に満足しないで更に高い神を仰がうと力めた迹がこゝに立證せられる譯である。中世以降諸國に總社と稱して國內の諸神を一所に祭る社の出來たのも、強ちに國司地頭などが各地に奉幣するのを面倒がつたので敬神思想の減退であるとはばかり見る事は出來ぬ。其祭神を調べて見ると地方的の小なる神を以て満足しないで更に高い神々を合せ祭つた迹が歴史として見られる。別事ではあるが、近來新領土新植民地乃至内地の

近頃益々多くなつた。

官社に造化の首神を祭れるものなし造化の終の諸神の神の社は二分ある

熊野權現
白山權現

新開墾地などでは大抵天照大神を尊信する風が盛なのも此に近い實例である。

官國幣社には造化の首神を祭る神社は一もないが、古事記の序文に二靈群品の祖たりとあつて、人類の始祖にして山川草木一切を生みなし給へる伊弉諾尊伊弉冉尊を祭る神社は大分ある。官幣大社では兵庫縣淡路國津名郡多賀村に伊弉諾神社祭神伊弉那岐命(滋賀縣犬上郡多賀村多賀神社祭神伊弉那岐命)官幣小社には沖繩縣那覇區若狹町に波上宮(祭神速玉男尊伊弉冉尊)事解男尊國幣小社には石川縣石川郡河内村白山比咩神社(祭神菊理媛神伊弉諾尊伊弉冉尊)などがある。就中、波上宮は以前には波上山權現と稱して居つた事及び祭神から考へると紀州熊野權現を勸請したものらしいが、明治になつて新に琉球の鎮守と改め祭られたのである。白山比咩神社は有名な加賀

の白山権現の事で、全國に其分社が澤山にある。又淡路の伊弉諾神社は其所在地を多賀村と稱するのでも分る通りに、近江國の多賀神社と一つと考へられたのはよいとして、島國の不便が因をなして近江のやうに繁昌しないで、全國に散在する此神の分社は、大抵多賀神社と稱して近江の方から勸請せられたのが多い。

伊弉諾尊、伊弉冉尊二神を祭る神社は、大様右に掲げた三種に分れる。即ち、多賀神社と稱する時は人類の始祖にして人の生命を司り給ふ神。又白山権現と稱する時は加賀白山の神靈。熊野権現と稱する時は紀州熊野の本宮の神靈で、共に秘密の妙力を備へ給ふと云ふ様に信ぜられて來たのであるが、古典學の進むに連れて白山権現や熊野権現としての二神は其根柢が危くなつて、獨り、人類の始祖若くは天照大神其他の神々の親神としての二神を祭れる多賀神社は最も由緒正しい神社

お多賀様
は子供の
生命の神
様。

と認められて一時多賀教會なども盛に行はれた位であるが、其後此二神を矢張り國初の英雄女傑と見るやうな説の出たのと、學術の進歩によつて進化論的に人類の發生説が立證せられるやうになつたので、此神社に對する一部の信仰は冷却した筈であるけれども、恐く其繁昌は昔に變る事はあるまい。特に此神社を信仰するものは子を持つた人に多い。眼前に我子の危険が迫つて居る時に神に祈をかけるのは人情であるし、又家庭の習慣が之を助長するからして、たとへ學術の方面から冷靜に考へて如何なる説が行はれても、其學説の勢力が實現せられるのは容易ではあるまいと思はれる。そうして、國家の宗祀と云ふ語は左様な意味の神社を含んではならぬと云ふ程に嚴密な語ではあるまいと思ふ。

伊弉諾伊弉冉二神は直ちに天祖皇祖とも言はるゝ神様でありなが

宮中八神
の中に此
二神あり

神社と宗教

一八〇

ら、何故に官幣大社の末席の方にあるかと云ふ疑問も起る譯であるが、それは宮中所祭の所謂神祇官八神の中に生産日神、足産日神とあるのが此二神の事で、宮中に既に御祭りになつて居るから、他の賀茂や男山のやうな宮城外の神と一様でないといふ説がある。

風神。

水神。

さて、造化神としては大要上述の程度に止め置くとして、地水火風等造化の天功の一部分を司る神の社はどうかと云ふと、官幣大社としては前節に述べた春日神社の次に廣瀬神社があつて、其次が風の神の社龍田神社(奈良縣生駒郡三郷村鎮座祭神天御柱命、國御柱命)で、其次が水の神の社丹生川上神社(祭神高靈、神闇靈神)である。即ち官幣大社の第十二番目と十三番目とを占めて居らるゝので、氷川や香取鹿島熱田日吉出雲宇佐霧島などよりもズット上にある。以つて如何に此

神達が中古に崇敬せられたか、察せられる。風の神の社は官國幣社中には外に見當らないが、府縣社以下には大分ある。又水の神の社は外に二社、官幣中社貴船神社(京都府愛宕郡鞍馬村鎮座祭神闇靈神)及び國幣中社籠神社(京都府與謝郡府中村鎮座祭神天水分神)がある。府縣社以下の方では、奈良縣宇陀郡宇太村郷社、宇太水分神社(祭神、速秋津彥命、天水分神、國水分神)、大阪府南河内郡赤阪村郷社、建水分神社(祭神、天水分神、國水分神)、天御中主神、奈良縣宇陀郡榛原町縣社、宇陀水分神社(祭神、天水分神、國水分神)、相殿、天兒屋根命、品陀和氣命などが其一例で、祭神が皆多少違ふけれども、丹生川上と貴船と全く同神である事は、辯を待たぬ。宇太水分神社に速秋津彥命がある。之は速秋津媛命と共に河海を分治し給ふ神で、彥神は河を持ち給ふとある。そして、天水分神、國水分神の親神である。此二神と丹生川上神社の祭神二柱と同神である

とは俄に斷言は出来ぬけれども、關淤加美神は伊邪那岐命の御刀に、な
りませる神、共に水の神である事は同一で、別けて言はゞ丹生貴船は水
源の神、水分神は名の如く配水を司り給ふ神である。其他の配祀の神
は説明を要せぬ。

地神

丹生川上神社の次に牧岡神社、大島神社、住吉神社後節に云ふがあつ
て、其次に官幣大社生國魂神社(大阪市東區生玉町鎮座、祭神生島神、足島
神)がある。又之から分け移し祭つた長野縣小縣郡東鹽田村鎮座生島
足島神社(祭神同前)がある。之は宮中所祭で『生島巫祭神二座竝大月次
新嘗』とある神と全く同神で、畢竟昔難波に都のあつた時の遺跡を其儘、
都のあつた時の如くに祭り續けた事、猶同市東區南渡邊町府社、座摩神
社を仁德天皇御治世の時のまゝに祭り傳へたのと同様であらう。尤
も、舊記では、神武天皇東征して難波に上陸し給ふや高津丘に大八島の

諸國の國
魂神社。

御靈たる生國魂神、咲國魂神を祭つて蠻賊降伏の御祈りがあつた。其
地へ應仁天皇が勅して神殿を作らしめ給うたと云うてある。由緒は
舊記を重んずるとしても、此神が地靈である事は疑のない事で、生國生
島と云ひ咲國と云ひ足島と云ふ所に、此國土を讚美して天地間の最良
の國土とした意味がよく見える。言を換へて言へば、此神を祭らるゝ
事は地后を祀るに當るのである。此意味から考へると、倭大國魂神は
大和一國の國魂神で、武藏大國魂神は武藏のみの國魂神となる譯であ
るが、前々節にも述べた通り、大國主神の別名を大國魂神と云ひ、諸國の
大國魂神社にも此を祭つたのが大分あるので、其分別には頗る迷ひ易
い。併し、對島の島大國魂神社などは此島を經營し給ひし最初の神で
あつて大己貴神ではないと云ふ事である。

創立は新しいが、北海道の札幌神社、臺灣の臺灣神社なども、第一主神

の大國魂神は其鳥々の國魂の神を祭られたので大己貴神の意ではないから、別に大己貴神を表名してあるのである(兩社の祭神共に大國主神の條に出づ)。

次に山の神を祭られた例を挙げると、古事記に山の神大山祇神とある位で、山神としては此神を祭つた神社が多いが、官幣大社には此神の社がない。但、静岡縣伊豆國田方郡三島町鎮座官幣大社三島神社は祭神事代主神となつて居るけれども、以前は大山祇神と信ぜられた時代もあつて、伊豫の大三島の大明神が大山祇神であるのと思ひ合せて、此社も大山祇神ではないかと一應は考へられる。殊に伊豆相模地方に大山祇神に關係の神社が多い(延喜式神名帳参照)を見ると、素人目には矢張大山祇神の本宮が伊豆の三島ではないかと思ふ位である。此神社を除けば官幣大社中社には一つもない。國幣大社に大山祇神社

山神。
大山祇神

三島神社

此神の子
孫。

(愛媛縣越智郡宮浦村俗稱大三島鎮座祭神大山積神)と國幣小社に湯殿山神社(山形縣羽前國東田川郡手向村鎮座祭神大山祇命)とがある。此神を山の神とするのは古事記に明記せられて居るからよいとして、さて其御子に手名椎、足名椎があり、孫女に奇稻田姫命があり、又別に、木花開耶姫命、石長姫など云ふ御子があるのはどうしたものかとの論も出る譯であるが、其處に言ふべからざる眞理もあり偶意もあるので、足名椎手名椎は暫く措き、木花と云ひ磐と云ひ皆山に縁のある名であり、殊に木花咲耶姫命は火中にあつて御産をなされたと言ひ傳へ、火に勝ち給ひ神火を治め司り給ふ神として、遂に富士山に鎮祭して、彼の山焼けと俗に云ふ所の噴火を鎮めて貰う事になつたなど、俗信の中に面白い關係が見られるので、今日此等の神を祭る意義は何のやうに唱へられても……大山祇命は田公の祖神で越智、河野の遠祖の意味でも、又木

花咲耶姫命が富士淺間神社に祭られて官幣大社たる事は日本最初の皇后陛下と云ふ意義でも理由はあるが……嘗て山神として祭られた歴史の見える以上は其方面から見て行くのも面白い研究である。そうして此場合、支那人の祖先が其本國に於て山靈水伯を祀り封禪をした事を忘れてはならぬ。

山の神は獨り大山祇神とは限らぬ。白山では白山權現があり、比叡山では比叡の山の神大山咋神又の御名は山末の大主神とも云ふがあり、日光山には二荒山神と云ふのがある(栃木縣上都賀郡日光町鎮座國幣中社二荒山神社祭神二荒山神)。此等皆其地方開拓の功業神であつたにしても、久しい年代の間に其如何の功業があつたかは傳はらないで、古典にも唯山の神とのみ残つて居る。

山に對して野の神や河の神があるが、それはどう云ふものか、官國幣

日枝山。
二荒山。

野神。

河神。
海上の神
宗像、嚴島

社には祭られて居ない。野の神は野椎神、河の神は速秋津彦神、瀬織津媛神などがある。尙河又は水に縁ありと見える田霧姫命、湍津姫命、市杵島姫命は福岡縣宗像郡田島村大島村の兩所に官幣大社宗像神社と齋かれてあるが、此神は古事記に、素戔嗚尊が天照大神に對して貳心なき事を誓つて御子を生みて其真心を現はさんとして、大御神が素神の佩かせる釵を乞ひ請けて噛み碎きて吹き出し給ひし氣息の霧きりぎりすになりませる神で、宗像の公等が奉祀した神とあるから、宗像氏の祖神かも知らぬが、之が廣島縣の嚴島今官幣中社に後年勸請せられたのが大に繁昌し平家の氏神と云ふやうな事で、諸國に嚴島神社と云ふのが澤山出來た。それで俗人に嚴島は何様かと聞くと辨天様だと大抵は答へる。何れにしても水に縁がある。上代では此神が宗像に居つて三韓若くは吳越往來の貢船を監督せられた事が傳はつて居る。

海神。

住吉三神
或は又經
津主神の
御兩親磐
筒男神磐
筒女神と
同一神か
も知れな
い。もし
それなら
ば軍神で
ある。

海の神では官幣中社海神社(兵庫縣明石郡垂水村鎮座)祭神、底津綿津見命、中津綿津見命、上津綿津見命がある。此神の社は、筑前、壹岐、對島等に散在して府縣社以下の社格を附せられて居る。古典では、阿曇連等が祖神と齋く由記載せられて居るが、阿曇氏の一族が後世には餘り振はなくなつたから、此神社も從つて衰へた。此神達は有名な伊弉諾尊の御禊の時に出現せられたので、同時出現の住吉三神(表筒男之命、中筒男命、底筒男命、攝津國東成郡住吉村鎮座の方は二十二社の一で官幣大社になつて居るし、山口縣豊浦郡勝山村鎮座の方は三神の荒魂で官幣中社に列して居る)と實は一體ではないかと想はるゝ迄同じやうな神格であるが、何れも海上の神である。殊に住吉の方は、何氏の氏神と云ふ事はなくして、専ら海上鎮護の神と仰がれ、中頃和歌の神と言はれた事もあるけれども、其海上の神たる事には少しの影響もなかつた。住

壹岐住吉
筑前住吉

火の神。

金の神。

中山神社

吉神社は右の外長崎縣壹岐國壹岐郡那賀村鎮座國幣中社(祭神攝津の住吉に同じ)があり、福岡縣筑前國筑紫郡住吉村國幣小社(祭神同上)もあつて、諸國に其數が甚だ多い。

火の神は迦具土命(火之炫毘古神)、火之夜藝速男神、火産靈命など數名ありであるが、此神を祭神とした官國幣社はない。府縣社以下には中澤山にある。

金の神は金山彦命、金山姫命であるが、此神を祭る官社は岡山縣美作國苫田郡一宮村神座國幣中社、中山神社があるぎり、その他は府縣社以下である。此神も其子孫は聞えない。眞金吹く吉備の國と昔言つた地方であるから、鑛山の神として祭つたものであらう。細谷川の名所も今の吉備津神社の附近ではなくて、此社の傍のがそれだと云ふ説さへあるから、昔は鑛山もあるし繁昌したものかも知れぬ。今でも諸國

の鑛山には此神を祭る。金光教で金之神社と云ふがあつて此神を祭ると云ふ事であるけれども、中山神社とは無關係で、而も別種の起源から來て居る。

要するに、造化の神及び木火土金水山川草木地風等の神を祀るさまは支那の山川河海を祀り五行を尊ぶ風習と酷似して居て而も全くは同じからず。之等に關係ある事業の祖たる人かと思へば又さうでもなく、一種獨特の神觀が此間に存在して居るから、此關係を見誤つてはならぬ。即ち、山の神であつても子孫があり、河海の神であつて而も航海業者の始祖のやうに見え、金の神であつても鑛山の持主のやうに見える。之が日本の多くの神々の性格の通有性である。之を種々に説明しやうとして或は多神教と云ひ、或は祖先崇拜となす。共に適確には當らぬ事である。例によつて不完全ながら神社の比例を示すと

造化の首三神	第一主神とするもの	五〇
(一神も算入す)	第二以下とするもの	六〇
	相殿に祭るもの	二三
	合計	一三三社

伊伊	第一	二三
伊伊	第二以下	三三
(何れか一神にても算入す)	相殿	二〇
	合計	七六社

大山祇神	第一	一一
	第二以下	二二
	相殿	三三
	合計	六七社

天満宮	第一	二五
	第二以下	一九
	相殿	二二
	合計	六七社

諏訪神社	第一	三〇
(建御名方神)	第二以下	二三
	相殿	一三
	合計	六六社

第三章 神社

少彦名命	第一	八
	第二以下	二八
	相殿	一七
	合計	五三社

事代主神	第一	六
(多くは鴨神社と稱す)	第二以下	三二
	相殿	一
	合計	四九社

日本武尊	第一	二五
	第二以下	九
	相殿	一三
	合計	四七社

春日神社
武甕槌神
天兒屋根津
命主神
比賣神
神を祭るもの

第一	二
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	四七

猿田彦神

第一	三
第二	二
以下	一
相殿	一
合計	四〇

天兒屋根命

第一	一
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	三九

建御雷神
伊波比主神

第一	五
第二	八
以下	一
相殿	一
合計	三七

大山咋神
山王社等

第一	三
第二	八
以下	一
相殿	一
合計	三四

宗像三神
嚴島三神
も加ふ

第一	七
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	三二

瓊々杵尊

第一	八
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	二八

豊受姫命

第一	一
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	二七

迦具土命
火産靈神
とあるも
算入す

第一	三
第二	八
以下	一
相殿	一
合計	二七

住吉神社
或は三神の内
一神二神にて
あれば算入す

第一	五
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	二四

海神社
綿津見神を
祭る場合

第一	一
第二	六
以下	一
相殿	一
合計	一九

手力男命
多くは石門
別社なり

第一	七
第二	五
以下	一
相殿	一
合計	一七

別雷神
加茂神社

第一	八
第二	五
以下	一
相殿	一
合計	一八

貴船神社
高靈神
神象女
などあり

第一	一
第二	二
以下	一
相殿	一
合計	一三

功業ありし神とも見え
ざる天神或は一見
の人物其他意味不明
の神名等を祭れる等
種々なる神

第一	一八
第二	六
以下	〇
相殿	三
合計	二六

國常立尊

第一	八
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	一二

天皇皇族及
功業神其他
舊藩主等

第一	五
第二	〇
以下	一
相殿	一
合計	一三

豊城入
日子命

第一	七
第二	一
以下	一
相殿	一
合計	一

(ル) 功業神又は英雄偉人を祭れる神社

官幣大社の筆頭の賀茂兩社(祭神別雷神、玉依姬命、建角身命)や、松尾神社、日吉神社の大山咋神、さては廣瀬神社の若宇迦賣命などは或は功業ある偉人であつたかも知れぬけれども、今日其傳記は殆ど傳はらないで全く神格化せられて、或は産土神、或は偉大なる威力の神、或は五穀の神として傳へられて居るから、之を神代の功業神として見る事も覺束ない。之に反して、藤原氏の祖先としての天兒屋根命。中臣氏の祖先たる大鳥連祖神(大阪府泉北郡鳳村鎮座今官幣大社たり)。齋部氏の祖たる天太玉命(千葉縣安房郡神戸村鎮座今官幣大社なり)。伊豆の三島神社の事代主神などは一氏族の祖神たる事隠れなき神々で、皆國家に對する功勳を認めて祭られた意味がよく分る。軍神としての建御雷神、經津主神や、五穀神としての豐受姬神(倉稻魂神)や、國土經營の大國主

神等もさう言へば同じ類の神と言へる譯であるけれども、前數神とは神格化された程度が大分違つて、之等の神は其出顯の際又は其事蹟が餘程不思議で全く神格化して居るから、單に功業神と云ふ事が出来ない。此所に功業神と云ふのは、神代の内でも天孫降臨以降に事蹟ある神で、人の代で言はゞ英雄偉人に相當する神を指すのである。諏訪神社の建御名方命(長野縣諏訪郡中洞村鎮座)、國幣中社では、敢國神社の敢國津神(三重縣伊賀國阿山郡府中村鎮座)、彌彥神社(新潟縣西蒲原郡彌彥村鎮座)の天香山命、玉祖神社の玉祖命、山口縣佐波郡右田村鎮座、海神社の豐玉姬命(長崎縣對馬國上縣郡鎮座)、國幣小社では、度津神社の五十猛命(新潟縣佐渡郡羽茂本郷村鎮座)、眞清田神社の火明命(愛知縣中島郡一宮町鎮座)など皆此類に屬すると云ふべきで、籍は神代にあるけれども、其神格は後世人臣から出た所の菅公にも及ばない位に單純に祭られ

て、功業神としての外に認むべき神格は殆どない。或は神社所在地では種々な傳説もあらうけれど、全般には認められない。たとへば諏訪神社の如きも一時武田氏の崇敬を受けた事もあり、諏訪明神の神威は餘程盛んであつたけれども、其神格がどうも英雄と云ふ外には認めがたい。

次に、官幣中社生田神社、兵庫縣神戸市下山手町通鎮座の稚日女尊、國幣中社では、寒川神社の寒川彦命、寒川比女命、神奈川縣高座郡寒川村鎮座、敢國神社の敢國津神、三重縣伊賀國阿山郡府中村鎮座、玉前神社の玉前神、千葉縣長生郡一宮町鎮座、都々古別神社の都々古別神、福島縣東白川郡棚倉町鎮座、志波彦神社の志波彦神、宮城縣陸前國宮城郡鹽竈町鎮座、大物忌神社の大物忌神、山形縣飽海郡吹浦村鎮座、若狹彦神社の若狹彦命、若狹姬命、福井縣若狹國遠敷郡遠敷村鎮座など神代の神か人皇の

功業神か分らぬ祭神も随分ある。此等の神社の中に或は造化の一部分の神とか山の神などもあるかも知れぬけれども、先づ大體は神代若くは人皇の代に於ける功業神乃至英雄偉人であらうと思はれる。神代にあつて國つ神と稱せらるゝ神には此類が多い。言ひ換へれば天孫に對して人臣の位置にある神である。

人臣と言へば、中世以降にあつて高く祀られたもの凡そ菅公に若くものはあるまい。京都市上京區馬喰町鎮座北野神社は所謂二十二社の一で維新後は官幣中社に列し、福岡縣大宰府の大宰府神社も同じ官幣中社に列せられて居る。菅公に次では武内宿禰で、鳥取縣岩美郡國府村鎮座國幣中社、宇倍神社の主祭神と仰がれ、其外相殿ではあるが官幣大社、氣比神宮にも祀られて居る(既掲)。其他諸國の府縣社以下の八幡宮に此忠臣を祀る者が少くない。此二人者以外、人代の神か神代の

人臣を祭
れる社。
北野神社
大宰府神
社。

宇倍神社

多くの別格官幣社

人が分らぬやうに傳の缺けた祭神を除けば、もう、近世の英雄偉人で國家に功業を建てた人達を祀つた彼の別格官幣社の一類と、府縣以下の中にポツ／＼見出される俗名其儘の神名の神社とがある許りである。

英雄偉人の社で、別格官幣社たるものは、奈良縣磯城郡多武峯村鎮座祭神藤原鎌足朝臣の淡山神社、京都市上京區櫻鶴圓町鎮座祭神和氣清麿朝臣の護王神社、千葉縣香取郡小御門村鎮座祭神藤原師賢卿の小御門神社、熊本縣菊池郡隈府村神座祭神菊池武時の菊池神社、神戸市兵庫多聞通り鎮座湊川神社祭神楠正成朝臣と云ふ順で最後が石川縣金澤市西町鎮座祭神前田利家の尾山神社、山口縣山口町鎮座野田神社に至るまで凡て二十四社、其中で淡山神社と護王神社が明治以前佛者の手にあつたのを神社に取り直された外、凡て明治以後の創立である。其他府縣社以下では、東京市下谷區上野公園の東照宮(祭神徳川家康)、東京

府縣社以下の例。

府在 原郡矢口村鎮座祭神新田義興の新田神社、京都府紀伊郡深草村鎮座祭神荷田東滿の東丸神社、兵庫縣姫路市鎮座祭神酒井正親の姫路神社、栃木縣下都賀郡今市町の報徳二宮神社(祭神、贈從四位二宮尊徳、相殿二宮尊行、富田高慶)、三重縣飯南郡松阪町山室山神社(祭神、本居宣長、相殿平田篤胤)と云ふ類で、全國至る所に此類の神社は多い。之等が皆國家に對する功勞を認めて祀られたのである事は言ふ迄もない。尙鄉村社にも徳川時代以後に創立したものには此類の神社が中々多い。

(ヲ) 動物其他奇怪なる神を祭れる神社

古典によると、天孫降臨の際には名鳴女と云ふ雉が天神の使者として天稚彦の許に下ることがあり、其稚彦が天罰を被つて死んで葬式をする時に、阿鷹を岐佐理持(食膳を捧げて葬列に加はるもの)とし、鷲を箒持とし、翠鳥(ミドリトリ)を御食人とし、雀を確女とし、雉を哭女としたと云ふ事がある。

る。神武天皇の大和討入の時には八咫鳥が嚮導をする。雄略天皇の御代には、少子部連螺贏が三諸岳神と云つて大蛇を捉へて來たのを、天皇が齋戒せずして御覽になつたので、其神は雷神であつたので、忽に光り鳴つた。そこで天皇再び三諸岳に放たしめて名を雷いかづちと賜うたと云ひ、或は、日本武尊近江の伊吹山の神を退治給ふ時に山の神が大蛇になつて道に横つて居たと人はよく知る所であるし、古事記には白猪路オホカミに現はるとす。其他、狼は大神の意で獸を神としたのだと云ふ先輩の説で、諸國の山の神に或は此大神などを祭つたものもある事と思はれるが、さすがに郷村社以上の主祭神には恐くないだらうと思ふ。右の名鳴女にしても八咫鳥にしても、神の使ひもので、稚彦の葬式の役を奉じたと云ふのは一つの話とも見えるし、眞面目に考へた所で矢張り事を助けた迄のもので、之を直ちに神と見る事は出来ぬ。其外和邇ニギハヤヒなど

が言ものいふ例はあるけれども、之を神と祭つた例はまだ聞かぬ所である。乍併、狼が神であるならば此等の動物も凡て神である筈と云ふ事になるが、さる場合我等の祖先は何ういふ考で之を神としたかと云へば、不思議な力のあるものや恐しきものは皆な神としたと言はねばならぬ。近來でも天然痘の流行して來た當座は之を恐れて疱瘡の神と崇め祀つて、ひたすら其御荒びのない様に祈つたが、醫術の開けると共に此神社を拜む事は大に衰へた。それでも今日全く此神社を取除けぬ所を見ると矢張り病人の出來た場合祈る者があると見える。今日から考へると可笑しいけれども、昔、狼や狒々を驅逐する事を知らない時代には狼も拜まれたかも知れぬ。乍併、之等は眞面目な意味で用ゐられた語とは思はれぬのみならず、狼は大神なりと云ふ語源説にも誤謬があるかも知れぬ。萬々讓歩して狼を大神と拜んだ時があつたにしても、

萬有皆神
の思想。

それは極々未開で無氣力の者のみ集合した部落などから起つた事である。その語のみが一般に行はれる事になつたものに相違ない。そうして之等に許すに神かみなる語を以てするのは、萬有皆神なり、天地間にありとあるもの皆之を司る所の神あり、とする思想からして國にも山にも土にも埴にも水にも井にも草にも木にも夫々主宰の神ありとするので、神ある事は許すが之を高徳にして最威力あるものとして拜むのではない。近頃でも、屠牛場で牛塚を作つて其亡靈を供養し、戦後に殞れた軍馬の碑を建て、弔ひをしてやるのと同じ心持を以て之に對するものであるから、之を拜んだからとて、高い神々を拜むのと同一視する事は出来ぬ。誰でも養犬が死んだら之を葬つてやつた上で一杯の水位は手向ける。禽獸でも大に軍旅に功があつたら其靈は祭られるに不思議はあるまい。神と云ふもツマリ靈であつて、佛教に所謂草木國土一

牛馬の靈

雨櫻神社
祭神遠呂
地神。

切成佛すると云ひ三界の萬靈を拜するのにも此邊の意味に相違あるまい。若し之が間違つて禽獸が造化の神の様に尊まれる事があつたらそれこそ大變、大にその迷信を鳴さねばならぬけれども、そうでない以上、禽獸等を祭るものがあつても、決して異とするには及ばぬ。

只此所に注意して置く事は、二千年以上の長い歴史を持つたものが大部分を含めて居る神社の事であるから、其間に種々轉訛して妙な神社になつたものもある事である、たとへば静岡縣遠江國小笠郡雨櫻村郷社雨櫻神社は式内の古社であるらしいが、第一の祭神が不詳とあつて第二が櫛稻田姬命、第三が素戔鳴尊、第四が遠呂地神となつて居るか、第四の遠呂地神は必定素尊に斬られた八岐の大蛇の亡靈を祭つたかと誰でも想像する事であるが、社記を見ると此神社に雨を祈つて大に驗がある所から雨櫻と云ふ社號もついたと云ふ。さすれば、此所に

龍神。

神社と宗教

二〇四

云ふ。遠呂地神は蛟龍であつて、素戔嗚尊の武威とは何等の關係も持たぬものであるらしい。何となれば、雨神(貴船神社)の祭神、闇湊加美神は神體が龍であると云ひ傳へて居る位で、龍は又蛇とも云ふ所から遠呂地と唱へて水の神を祭つたに相違ない。官幣大社の丹生川上神社が名の如く吉野の川上にあり、同中社の貴船神社が加茂川の水源の山中にある如く、此神社も可なり山奥にあつて大田川の支流の水源に當つて居る。

伊夫伎神社。

遠呂地の神の轉化の最も甚しいのは近江國の膽吹山の郷社伊夫伎神社であらう。之も式内の古社であるが、祭神は素戔嗚尊と云ひ、多々美比古命と云ひ、或は鷓鴣草葺不合尊と云ふ説もあつて、神社明細帳には結局社傳の儘を採つたと見えて八岐大蛇としてあると云ふ。之に關して説明を試みる人は、彼の日本武尊が素戔嗚尊の御魂の添うた草

薙の寶劍を尾張に預けて此山に御上になつた爲に、素神の戒めとして八岐大蛇を御出しになつて遂に日本武尊の御命まで御取りになつたのであるから、實は素戔嗚尊であらうと云ふ。けれども、之は日本武尊の登山の途中に大蛇が横つて居たと云ふから起る説で、實は膽吹山は近江の東北境にあつて、天ノ川や姊川の水源になつて居るから、此地方の人が早天に雨を祈るには必ず伊吹山を望んだに相違ない。然る所から、山の神は例の龍神即ち遠呂地となり、尋常の龍神では威力が少いから、八大龍王に相當する様な八岐大蛇としたに相違ないと思ふ。伊吹山の事は、或は他に切り變つた理由があつて此説が破れる事があれば致方もないが、此類の祭神の轉化は極めて多いに相違ないから頗る注意を要する。

舞坂の岐佐神社。

更に今一つ妙なのは、静岡縣濱名郡舞坂町大字舞坂郷社岐佐神社は

氏子も三百七十九戸とあつて主神は蛭貝毘賣命一神。後に稻荷神社、辨天社、水神社、及び八柱神社(八王子社)を合せ祭つたものであるが、主神は大國主神が大火傷の時に神皇産靈神の神教に依つて、大國主神の御母刺國若比賣が得給へる岐佐貝毘賣即ちキサゲ貝(今の赤貝)の事で、此貝を粉にして傷所に塗られたのである。之も説者は、岐佐貝比賣と云ふは此貝を以て治療をした女神の事だと云ふけれども、古事記の本文ではどうも唯貝としか見えない。それに此神社の神體が蛤貝だとも云ふから、益々以て奇怪なる神のやうに見えるけれども、實は此地方に多く蚌^{カサ}貝(蛤)を産し、地名も象潟と云ふのがある所から、初の祭神の分らなくなつた際、漁獵などを祈る所から、斯様な神名を掲げるやうになつたものと考へられる。之を以て最初から貝を祭つたものと考へてはならぬ。もし又、仁徳天皇の御諱名を大雀命と云ひ、平群の木菟は鳥で

胸腹神社

はなくて大臣の名である如く、蛭貝比賣も實は女神の名であるならば、其女神は何か神社の附近の生業に功があつて此所に祭られたのかも知れない。

其他、丹波國氷上郡佐治村の郷社佐地神社の境内に胸腹神社と云ふのがあるのは、或は胸と腹との病に靈驗のある神とも見えるが、併し探ぐつて見たらば何か理由もあるかも知れぬ。事實想像の通りであつたらそれは程度の低い住民のした事であらう。神社の大體を傷ける程のものではあるまい。静岡縣小笠郡粟本村郷社阿波比賣神社境内の一寸坊社などは寧ろ滑稽じみて居るけれども、亦此類であらう。

それから、星は我國では殆ど注意せられて居ないから、之を祭つた神社もないと云ふ事になつて居る、月の神は伊勢神宮を始め諸國に澤山ある。日本書紀でも天孫降臨の段の一書に『天に悪しき神あり名を天

一寸坊社

星の神は
男性。

津甕星と云ふ亦名は天香香春男』と書かれて居るが、高知縣土佐國香美郡佐岡村郷社星神社祭神加賀春男神と云ふのがある。敢て奇怪な神と云ふ譯ではない。元來妙見宮であつたらしいから、北斗星を祭つて居つたのを明治維新の際、星の神と改めたので、古典から言ふと悪しき神になつて了つたので、飛んでもない事になつたのである。見當つたから附記して置く。

三 社 格

今日の神社の社格の事は明治四年五月十四日即ち『國家の宗祀』云々の太政官達の出たと同日に太政官達を以て公布せられたので、官幣大社、同中社、同小社、別格官幣社、國幣大社、同中社、同小社を定め、其外に諸社として、府社、藩社、縣社、府藩縣崇敬之社、郷社、郷邑産土神を定められ、地方

官幣國幣社以外二等の差を設けらる

官が之を管轄し、『官幣國幣社以外府藩縣社郷社の二等を以て天下諸社の等差とす。右官社定額の外式内及國史見在の諸社期年検査を経て更に官社に列すべし云々』と達せられて居る。越えて同年七月四日太政官達

一郷社ハ凡戸籍一區ニ一社ヲ定額トス假令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ一所各三ヶ村五ヶ村ヲ氏子場トス此五社ノ内式内カ或ハ従前ノ社格アルカ又ハ自然信仰ノ歸スル所カ凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムヘシ餘ノ四社ハ郷社ノ附屬トシテ之ヲ村社トス其村社ノ氏子ハ従前ノ通り社職モ亦従前ノ通りニテ是ヲ祠掌トス總テ郷社ニ附ス(郷社ニ附スト雖村社ノ氏子ヲ郷社子元ノマ、ニテ郷社ニ附スルノミ)郷社ノ社職ハ祠官タリ村社ノ祠掌ヲ合セテ郷社ニ祠官祠掌アルコト布告面ノ如シ(但祠掌ハ村社ノ數ニヨレハ幾人モアルヘシ)

藩社。

一 従前一社ニテ五ヶ村七ヶ村ノ氏子場其數千戸内外ニシテ粗戸籍
一 區ニ合スルモノハ乃チ自然ノ郷社タリ(祠官一人ナレハ更ニ祠掌ヲ加フルモ許スヘシ)
一 三府以下都會ノ地從來産土神郷社一社ニシテ氏子場數千戸ナル
モノ戸籍ノ數區ニ互ルト雖更ニ郷社ヲ立テ區別スルニ及ハス
一 官幣又府藩縣社ニテ乃チ郷社ヲ兼ルモアリ假令ハ東京日吉神社、
京都八坂神社官社ノ如キ氏子場數萬戸ニ互ルトイヘトモ更ニ郷社
ヲ建テス固ヨリ區別ニ及ハサルコト上件ノ如シ。
と云ふのが出て、全國の社格は一律に置かれた。其後藩の全廢せられ
ると共に藩社と云ふものはなくなつて他の名稱のみ今日に存續して
居る譯である。けれども此等の社格の何にも列しないで存在する神
社が澤山にある。それ等を假りに無格社と呼ぶ事になつて居るが、無
格社と云ふ社格があるのではない。

行政區劃
と密着て
ない。

今日の行政區劃には府縣郡市町村があるが、右の達の出たのは市町
村制發布よりすつと前であつたから、之には市社とか町社とか云ふも
のがない。それから當時は郷と云ふものが認められて居て何々大區
など云ふ事が郡の中にあつた(維新前の大庄屋制の如きものか)から、郷
社もよかつたけれども、町村制施行後の今日では餘り意味をなさぬ事
になつて居る(地方によつて郷社の祭儀には附近の各村社附屬の神職
も氏子も集合して舊藩時代の風を其儘に存して居るものもある)。併
し大體に於て、今日の神社の社格は何となく行政區劃と密接な關係を
結んで居ない様に思はれる。市制地や町制地に郷社村社のあるのが
既に無意味であるのに、其氏子と云ふものは必しも一町村の區劃に従
はないで、別に氏子區域があるなども名實叶はぬ一端であらう。
又右の達にもあるやうに官國幣社府縣社にして一面氏子を持つて

官幣國幣の別。

純粹の官社。

恰も郷村社を兼ねたものもある(今日言ふ所の氏子なる語は前に屢述べた通り産子の意味で其土地の神社の崇敬者(信徒)である)。

先づ官國幣社から言ふと、官幣と云ふは年々の大祭に宮内省の御手許から幣帛を獻らるゝので、別格官幣社は特別の御詮議によつて此官幣の内に加へられた意味、又國幣と云ふのは同じ大祭日の中で其神社限りの例祭と云ふ時に國庫から幣帛を獻られるので何れも奉幣使には宮内省の係官又は地方高等官が參向する。又官幣國幣は讀んで字の如く幣帛に關する事のみ官からせれるので、造營修繕等は主として民間の寄附による事が多い。それで、今日純粹の官社と云ふものは、伊勢の兩大神宮の外は、陸海軍の兩省で維持して居る所の別格官幣社靖國神社と各地方に散在して居る官祭招魂社丈である。

扱官幣國幣の別はどう云ふ所から出たかと云ふと延喜式神名上に

延喜式。

天神地祇惣三千一百三十二座

社二千八百六十一處

前二百七十一座

大四百九十二座

三百四座並預祈年月次新嘗等祭之案上官幣、就中七十一座預相嘗

祭、一百八十八座並預祈年國幣

小二千六百四十座

四百三十三座並預祈年案下官幣

二千二百七座並預祈年國幣

とある。此の延喜式の註釋書として明治三年に其稿を終へたと稱せらるゝ神社叢録(吉田神社禰宜鈴鹿連胤著、明治三十五年版)の此條の註には

鈴鹿連胤の說。

こはいはゆる案上の幣なり、さて按るに、往古は官幣國幣の差別はな
くて、悉く官幣なりけらし。然るは神祇令義解に仲春祈年祭(中略)即
於神祇官祭之とありて國幣と云ふ事は見えす。類聚國史に延暦十
七年九月癸丑(中略)先是諸國祝等每年入京各受幣帛、而道路僻遠往還
多艱、今更用當國物とあれば此時よりぞ官幣國幣となれりけん(中略)
延喜十四年四月廿八日三善清行朝臣意見封事、朝家毎年二月四日六
月十一日十二月十一日於神祇官立祈年月次之祭、嚴加齋肅、遍禱神祇、
乞其豐熟、致其報賽、其儀公卿率辨官及百官參神祇官、神祇官每社設幣
帛一裏、清酒一瓮、鐵鉞一枝、陳列棚上、又社或有奉馬者焉、祈年祭一匹
月次祭二匹亦
皆左右馬寮牽列神馬、爰神祇官讀祭文畢、以件祭物頒諸社祝部、奉本社、
祝部須潔齋捧持、各奉進、而皆於上卿前、即以幣絹插着懷中、拔棄梓柄、唯
取其鉞、傾其瓮酒、一舉飲盡、曾無一人全持出神祇官之門者。況其神馬

則市人於郁芳門外、皆買取而去、然則所祭之神、豈有欲饗乎、若不欲饗者、
何求豐穰、伏望申敕諸國、差史生以上一人率祝部、令受取此祭物、慥致本
社、以存如在之禮、とあるをみれば、其最初より官幣國幣の分別あるに
非ず、是みな祝部の懈怠に起りて、往々神威の衰微に至れる事、いとも
歎くに餘りあり、願くは再興の時いたらば舊慣に復し、各官幣たらん
事を後の世かけて申しおくは連胤が此覈録を誌す本意也。

とある。之で十分に盡て居る。さすれば國幣と云ふ事は神職の懈怠
から起つたので、それには中古行通の不便旅行の不安があつたので、強
ちに神職のみを責める譯にも行くまいが、慥に神祇官の本意ではなか
つたとすれば、之は改められるが至當であるが、因習の久しき、一種の制
を循致し、其後朝廷の威令が行はれなくなつては、諸國の神社は全く國
守大名の維持に待つたのであるから、實際に國幣のみになつて了つた。

明治になつて大權皇家に歸してからは、國幣と云ふ文字は元の儘でも實際は國庫から幣帛料が出る事になつたから、鈴鹿氏の本意も達した譯であるが、別に官幣社と云ふのが出来て見るとどうもまだ物足らぬ感じはある。

大社小社
同氏の説

次に大社小社と云ふ事は矢張り右に引用した延喜式の大小とあるのが轉訛したので、同じく神社叢録の註に

大とは祈年祭に神祇官並國司等の奏上の幣に預る神といふ目安なり(中略)こはたゞ案上案下の幣に預ることをしらしめむにことごとくに案上幣案下幣などするさんは煩はしく書誤りも出来べきによりて案上幣に預る社には大案下幣に預る社には小と印をつけたる也(中略)此帳の上におきて大社小社とはいふべきに非らず只大小とのみ讀みつべし。

大寶令の
制。

とあるから、延喜時代には大中小の別のなかつた事は明かであるが、遡つて大寶令の制では、伊勢皇大神宮八幡宮の類は皇祖であるから大社とし、加茂住吉の類は傍親であるから中社とし、其他を小社とした者らしいが、明治の制では此加茂住吉もみな大社にし、歴代の天皇も中社に祭られて居るから、大寶の舊制にのみ據つたとも見えぬ。猥りに現制を議する事は憚るべきであるが、國幣官幣別格官幣の區別のある上に大中小の別のあるは少しく煩に過るかと思はれる。そこで、大寶令以前を顧みると、崇神天皇の朝に天つ社國つ社を定め、神地神戸を置かれた事があるばかり、外に見るべき者がない。此の天社は天津神の社、國社は國津神の社であるとするれば、まづ大小の別とも見做す事が出来るが、延喜式神名帳を見ると天津神の社が隨分澤山に小の中に入つて居るから、上古の天つ社國つ社の制は、又別種の意味であつたかも知れぬ。

かやうにして、官幣と云ふ事も昔神祇官のあつた時は其實があつたけれども今日は其名のみ存して、實は稍異つて來、國幣大社などは昨年頃迄たゞ其名目のみ存し、殊に府縣社以下では行政區劃と必しも一致しないなどは、頗る實際と離れたものと言はなければならぬ。

四 神官、神職

前述の通り官の造營維持に係はる神社は伊勢の大神宮と靖國神社などより外にないから、神官も従つて伊勢より外にはない。靖國神社と官祭招魂社に置けば置ける譯であるが、官祭招魂社には神官を特置する程の事もないから其最寄の神職に受持を命じてあつて別に官制めいたものはなく、名のみは受持神官と稱してある。靖國神社こそは神官でよさそうであるが、之も神職となつて居る。

併し、明治四年五月十四日には社格制定と共に神官職員規則が定まつて、全國の神社には皆神官が出來た。

神宮は祭主相當正三位、大宮司相當正五位、少宮司相當正六位、官幣國幣大社大宮司相當正六位、同主典相當正九位、官幣國幣中社宮司相當正七位、主典相當從九位、官幣國幣小社宮司相當從七位、同權禰宜相當從九位と云ふ官等で、官幣社長官は華士族より、國幣社長官は府藩縣大少參事の兼任、或は華士族新任もあり、官幣國幣共從前の神官を補するなら神孫相承の家でも一旦世襲を解き相應の官等に改補新任する事になつた。其年八月に神祇官が神祇省になり、翌五年正月に神祇省及宣敎使の官等表が發表せられ、間もなく二月に神官々等が之等に對應する様に改定せられ、府縣社郷社に至る神官の給祿も定まつた。其年三月に神祇省が更に敎部省と變り、敎導職の職制が發布になり、同年八月に

『自今神官の輩總て教導職に補せらるべき旨を達せられた。同時に僧侶も教導職に新補せられて、教則三ヶ條を奉じ、神官教導職は全國を二分して東西に各々管長を戴いて大に布教の事に奔走した。併し、新規軸を出して破天荒の事業を佛教家と提携してやるのだから、中々甘い工合には調子が取れないで、間もなく神佛聯合が破れ、内部では又教導の方面に不得手な神官もある所からどうも歩調が整はない。其處で、明治九年十二月に至つては、教部省番外達を以て、神職に教導職を兼務さすべく若し不承諾の者は本官を免すべきに付其旨申出べきことを神宮祭主竝に官國幣社宮司等に達せられ、大に教導を慫慂せられた譯であるが、其後急進歐化主義の思想と神官等を中心とした保守的思想とは大衝突をやつて、其結果何時も基督教徒などを國賊呼ばはりにするので、一方には條約改正の大問題が目前に差迫つて居るし、旁々神官

教導職兼務。

神職は宗教と分離す。

の布教は事態面倒の種となつて、遂に明治十五年一月二十四日に神官と教導職との兼務を廢し葬儀に關係せざらしむべき旨(尤も府縣社以下神官は當分兼務を許し葬儀に關するも差支なき旨)を達せられ、流石に鼻息の荒い神官連も其鋒銛を收めねばならぬ事になつた。

其後明治二十年三月の改革の際『官國幣社には神官を廢し更に宮司禰宜主典等の神職を置く宮司は内務省に於て之を補し禰宜主典は廳府縣に於て補す靖國神社宮司以下は陸海軍省に於て之を補す宮司は奏任の待遇を受け禰宜主典は判任の待遇を受く』と閣令で發布せられたのが今日に行はれて居る。其後明治二十一年四月に市制町村制が發布せられ、神官僧侶其他諸宗教師は市會議員若くは町村會議員たることを得ずと規定せられ、翌二十二年二月神官及諸宗の僧侶又は教師は衆議院議員の被選人たる事を得ざる旨規定せられた。之で神官神

神職は政論と絶縁せしめらる。

葬儀に預
るを得ぬ

職は宗教並に政治と絶縁せられて了つたのである。

殊に神官神職に特有なのは自身が葬儀を取扱ふ事の出来ぬ一事で、我國民は凡て自葬を許されて、神官神職や僧侶教師に依頼しないでも自家にて葬儀を扱うてもよいとしてあるに拘はらず、神官神職自身丈はそれが許されない。以て如何に神官神職が神聖視せられて居るかが分る。併し神社の祭神は悉く我民族の祖先なりとの説さへあり、又明かに墓所の側に出来た神社もあり、たとへ其死葬の時を遠く隔て、出来た神社にしる、幾分の因縁を死葬と結んで居ないと云ふ事は言へまいと思ふ。只神職の本務は日々神社に奉仕するにあつて他事に關するを許さぬと云ふ事ならば理由もあるけれども、只汚穢不淨と云ふ一點からのみで神職の葬儀に關係することを許されぬならば、一方に被祓のある事を無視し又一面には死者を侮辱する理にも當ると思ふ。

神職葬儀
執行に關
する意見

六人部是
香の説。

昔は、神職に神主宮司禰宜祝部など種々な名稱があつたが、就中祝部は葬儀を扱うたものぢやとの六人部是香の説もある。漢字から云つても祝[◎]は死者をまつる意で、陵墓の事を管する職名に祝部と云ふのがあつたと聞く。扱こそ、我中古にも此二字を取つて神職の一部の名稱に用ゐられたのであらう。今、六人部是香の順考神事傳(寫本)を抄出すると(原文は和文である此所には口語體に譯出する)

神主[◎]は神願師^{かむかひ}で、しは爲^するの意(師匠の意にあらず)にて「うしぬし」あるじ「刀自門主の意」土師^{はし}「道の師」醫師^{いし}などのしと同じく、上の事を受くる者の本體である。「馬自物」は馬身者の意。「鶴自物」は鶴身物なるを思ひ合せよ。(安原曰、「神主」は「神事」の主即ち祭主と云ふやうな)禰宜[◎]は「願ふ」の體言で、「神主」と同じ。其の神主との區別は人品家系等に就いて別つ必要があつた時の事であるから、大古には禰宜と云ふ事はない。

而して上古以後にも其地位は社によつて上下があつて、神主より上位のもあつた。延喜天徳の頃キネとあるのは神樂歌に「霜八度置けど枯せぬ榊葉の立榮ゆへき神の木根かも」から思ひ誤つたのであらう。「ねび(老成)をひね泥土(こひぢ)をひぢりこと云ふ類であらう。祝は罪咎穢を送り放ち遣る」意のはふるの體言である。允恭紀に輕太子を放つ歌に「大君を鳥へはふり云々續紀宣命に「家内子等をもはふり給はず失ひ給はず云々」とある類ではは嘆辭、ふりは送り遣る意。「きりはふり」念ひはふらし「身をはふらかす」などは截り斷のはである。「葬」も野山に送り遣る意であつて、土中に埋藏する意ではない。神樂歌に「おきつきに皇神等を祝ひこし心は今ぞ樂しかりける」の「おきつき」は専ら神社であるが、後には墓のみを云ふ事になつたので、元は「招き齋き」の義である。何となれば神社も墓も其人の神靈を招き齋き

祭る所であるからである。

書經の疏に以言告神謂之祝と云ひ説文に祝祭主贊詞者也とあると云ふ。若し葬儀が不淨として忌まるべきものなら祝部は忌はしい語と云はねばならぬ。

職員令義解に祝部の註に「爲祭主贊辭者也、其祝者、國司於神戸之中、簡中太政官、若无戸人者、通取庶人」とある。神主禰宜は重く祝は輕い。

御師は伊勢を始め大社にあるは、祝詞師の祝詞を省いて御をつけたのである。江家次第に「ふとのりとし」とある。大夫は「のりとし」氏人「神奴」などを云ふ。公式令に「唯於太政官三位以上稱大夫云々。司及中國以上五位稱大夫」とあつて尊き稱呼であつたから、有位無位に係はらず祠官を大夫と尊稱したのである。内人物忌、神部、神奴、神人、犬神人などは諸社に共通でないから之を略す。忌火は伊勢では大御

神の御饌を焼く屋を云ひ、石上神宮では之を「ヘンビ」と訛つて居る。大宮司は大神宮と香取鹿島の兩神宮及び宇佐の外にはない（安原云は伊勢と熱田）。此職は専ら社領を沙汰し、神務を掌り神物を辨ふる職で、神領の廣い社でなくては置かない。大神主、大禰宜、大祝など云ふも之と同じで、宮司とは郡司と云ふ如く其人をさして云ふ職名である。隼人司、織部司などは官廳を指すので之とは異なつて居る。又社によつて政所、社務、專當など云ふは大宮司の小なるものである。大宰府主神司、齋宮主神司は其府又は寮中で祭らるゝ神を預る職名である。

以上は、今日にない職名もあるけれども、民間に俗稱としては残つて居るものが多いから併せて掲げる事とした。

今日の職制は、官國幣社では、宮司、禰宜、主典の三階級に一定せられ

居る。就中主典と云ふは、昔八省以下諸司の官吏を四階級に大別して、長官次官判官主典とせられた其主典の地位に相當する神職であるから、其儘主典と呼ぶ事となつたと察せられる。尙伊勢には大宮司小宮司禰宜權禰宜宮掌があつて主典がなく熱田及出雲には權宮司が大宮司の下にある。

五 概 括

神社の起源、神社祭神の類別、社格、神職等の項を分つて神社の大體は已に記述したと思ふ。更に一括して言ふと、神社は國家の宗祀で、國家の宗祀と云ふは、我皇室及び國土國民を守護し給ふ神或は國家に功勳のあつた神、靈を鎮祭し神徳に報賽して更に國家將來の幸福發展を祈るの意であるから、たとへ一地方一部落の神社と雖、國家の爲に沒交渉

國家と沒
交渉の神
社はない

であつたら神社として公認せられない。そこで、唯一絶対の神と云ふやうな國家的意義の乏しい神や、國家の意志に反する神(たとへば風俗のもの、或は治安を妨害するもの)や、國家と没交渉の神又は人は祭らない。之に反して、假令其人格は偉大とまで行かないで僅に一地方一部落に關する功業事績であつても、それが又國家の意志に叶ひ、功業神と認められ、風教治安に益ありと認められるものは祭られる。今後も斯様な神社が新に出来るか否かは或は疑問であらう。けれども、今日迄は出来もし、許可もせられて居る。従つて、從來の神社には、朝廷から爵位を授けられて其名譽を表彰せられた事もあつて(何々の神に從四位下、神様が聖天子よりは低いものと見られて居たのも少くない。即ち如何なる神社の祭神も皆天皇を天照大御神の^{ヒコ}日嗣として之を擁護し若くは之に仕へるものと信ぜられて居る。

多くの神は天皇より低い。之は神社が他の宗教と異なる點。

○
今後の神社。

斯う言ふ次第であるから、今後新に出来る神社は、皇室及び政府から指定せられるものの外は、我國民が無上の神と尊信する天照大神を祭るものが最大多數を占むべきは自然の理で、其他の神を祭る神社は多く出現すまいと思はれる。

第四章 教會

第二章に於て述べた通り、家庭には折々神道の教師を招待して御席を設け、御談或は御講釋を聞く事がある。其招かれて来る所の教師は何んな人達であるか。其説く所はどんな教義であるかを此章には紹介する。

御一新前から神道の講釋は随分あつたけれども、其最も盛になつたのは明治五六年の交、神道の教會が各地方に催された以來で、其時には教師は神官僧侶同様に教導職(待遇官)に補せられて、官命で布教したのである。此時既に神官僧侶でなくて教導職に補せられた者もあり、神官でも其方に興味を持たぬ人は神官専務の人もあつたが、間もなく神

神官神職
と教導職
とは別。

官は是非教導職を兼ねなければならぬ、それが嫌なら辭職させよ、と云ふやうな嚴命があつて、一時神官全體の外に教導職専務の人さへ數多あつて、神道の布教は中々盛んであつたが、序説及び前章に述べた様な種種の理由で、神官教導職の兼務を禁ぜられて、神道布教の勢は大に殺げ、次で教導職をも廢せられたから、現今各教派で教導職と唱へて居るのは全く私稱である。のみならず、世人は「教導職」と云ふ言葉はたとへば「教育者」とか「實業家」とか云ふやうな社會的用語と心得て、教導職は即ち神官神職だと合點して居る向もあるけれども、政府の教導職が廢せられて次來は、神道及び佛道諸宗の教師と總稱せられて神官神職とは別になつて居る。尤も府縣社以下神社の神職は神道教師を兼てもよい事になつて居るけれども、神職自身は宗教と混同せられるのを厭う見地から、教師たる事を喜ばない風潮を生じ、教會側では、官邊から離れて

獨立して見れば、依然官邊に近づいて居る神職を自分の部下や同僚にするのは何彼に付けて不便であるから、自然教師には神職ならぬ者を多く採用する事になつて、段々教會は神職と絶縁し、従つて一般の神社からも遠ざからねばならぬ事になつた。そこで、從來神官神職の宅や神社の拜殿若くは社務所を説教所と心得て盛に布教したのも、新に教會所を建築しなければならぬ事になつて、明治十五六年以後盛に教會所が出来たと同時に各教會の所屬を明確にする必要が特に痛切に感ぜられて來た。で、此明治十五年頃を先づ中間にして、早きは明治九年遅きは明治二十七年に獨立して夫々教派をなし、教義を掲げて旗幟を明かにした。其後明治三十三年と四十一年とに夫々獨立した所の金光教天理教を加へて、神道は凡て十三派ある現状である。其中で順序として單に『神道』と呼ぶるゝ一派を先づ紹介しなければならぬ。

盛に教會
所を作る

一 神道(本局)

此教派は、明治五年教部省設置の際神官僧侶が一樣に教導職に補せられ、同六年に芝増上寺に大教院を置いて、佛像を撤して造化三神及天神地祇を祭り、三ヶ條の教憲を標榜して布教に従事したものが、明治八年四月に神道事務局を日比谷の今の大神宮の西側(舊大隈重信氏邸)に置くと共に、神佛合併布教を差止められ、同五月に芝増上寺から神靈を御迎して神道大教院を局内に設け、各府縣に事務分局支局を置き、分局内に中教院、支局内に小教院を置いて神道全體をば此の機關の下に管轄して居た。九年一月には遂に神道を三部に分つことになり、第一部千家大教正、第二部久我大教正(建通)、第三部稻葉大教正、と受持が定まつて擔當するやうになつたのが稍、分裂を示す始めて、同年十月に黒住派

(今の黒住教修成派(今も修成派と云ふ))が別派獨立を許され、同時に三部のものが四部になつて田中大教正が第四部擔任になり、又十一年七月に此四部が廢止になつて夫々、管長を選定することになつた。併し黒住派修成派などを除いた大部分は、千家大教正田中大教正兩人を副管長に推して、未だ分裂しなかつた。然るに間もなく、神道事務局の祭神に大國主神を加へるか否かの論から右の兩大教正の不和になり、一旦勅裁によつて此不和は解けた譯であるけれども、神道の教義上に幾多の學說があり固執がある事が茲に明白に暴露せられると共に、各教派特立の必要を認められて、遂に、明治十五年五月に、千家大教正は大社派、平山大教正は大成派、田中大教正は神宮派と云ふものを率ゐる事になり、扶桑派、實行派、神習派など前後して分立する事になつたので、稻葉大教正は獨り一味の同志と共に神道事務局の孤壘を守り、日比谷の事務所は神宮

稻葉子爵
の一派。

教に譲つて稻葉子爵邸に引移り、依然として神道事務局の名稱を保つて居た。よつて神道各派に對して此派を『神道本局』或は單に『本局』とも唱へる事になつたものである。

明治十七年八月に、神佛教導職を廢し教師住職の任命等凡て各管長に委任せられ、各派共各々管長を選定し教規を制定すべく命ぜられた時に、多くの教派が巢立ちした後の時に稻葉大教正が管長となり、教名を『神道』と唱へて一派の教規を制定したのであるから、其成立の經路から言つても、又管長稻葉子爵(舊淀藩主)の學統から言つても、純粹の國學者系統で且つ教部省時代の中軸たりし思想を繼承したものである。『神道』と云ふ概括的名稱を此派のみ獨り擅にした所は、春秋戰國の時代に周が一部の領土を保つて尙王を稱して居つた趣がある(教部省時代に田學派を中堅として却つて失敗した形蹟がある)。それで此教派の教規を見れば

三條の教則。

教部省時代の儘が掲げてあるかと思はれる。即ち

教旨は惟神大道を宣揚し皇國固有の本教を布くと云ふが眼目で、三條の教則教部省より發布せられしもの、第一條敬神愛國ノ旨ヲ體スベキコト、第二條天理人道ヲ明カニスベキコト、第三條皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキコトを教憲として今日も奉じて居る。

祭神は天御中主神、高皇產靈神、伊邪那岐神、伊邪那美神、天照大御神、素戔嗚尊、皇孫命、大國主神、天津神、八百萬國津神、八百萬。

教書は古事記、日本書紀及び之が註解書。

と云ふので、何れ各教派共、勤王、王政復古、皇運扶植と云ふ事に盡さぬはなき中にも、此派は特に之を標榜して皇室の擁護に力めた形蹟が明かで、その説く所も俗神道の臭味を脱して、復古神道即ち四大人學派の神道たらんとした。何となれば、管長稻葉子爵が全然此學派の人で、四大

X

各派の壻

人崇拜家であつたからだと云ふ事である。又稻葉子爵は之が爲に自家の財産を提供して吝む所なく、神道事務局即ち子爵家と云うてもよい觀があつたと云ふ事である。稻葉子爵薨じて後は子爵本多康稷氏が其後を襲がれた。今は長谷信道氏が管長であると云ふ。

此教派には嘗て禊教會(明治廿七年特立して一)、金光教會(明治三十三年)、天理教會(明治四十一年)、神理教會(明治十七年)、丸山教會と云ふ様な俗神道と目せらるゝ教派を包含して敢へて異としない風がある。就中金光教會天理教會は其教祖が官憲の注視を受け世間の批難を受けた時代が長かつたので、牽いて此派の信用を疑はれた時代もあつたが、一面から見れば、此等の俗神道をかばうて、相當の發達改善を遂げる迄の保護を與へて居る。

此派は本來から言へば全國に彌漫して大なる勢力を有した譯であるけれども、稻葉管長獨裁の時期になつては、各縣下の中教院少教院も次第に名實伴はぬ事になつて廢滅に歸し、今日では香川縣兵庫縣秋田縣靜岡縣などに多數の信徒を有つて居ると云ふ事である。事務所としては東京市麻布區筭町に本局があり、各地に分局があり、教會講社がある。雜誌には明道と云ふのがある。學校はないと云ふ事である。

二 黒住教

四大人派の復古神道が學派として漸次に發達して大勢力を現はしたのに對して、宗教的に最も早く成立したものは黒住教である。已に宗教的に成立する程であるから、復古神道者が卑めた所の俗神道を一切忌嫌ふことなく用ゐて頗る俗耳に入り易いやうに説くのが此派の

俗神道。

〇

特色である。苟も正を養ひ蒙を披き活理活物を掴まんが爲には所有ものを取つて其材料にし、吉田神道、山崎神道、儒道、佛道、心學、乃至外教、何によらず排斥すると云ふ事のないのが此教派の特色である。

紀元二千四百四十年、安永九年の冬至の旦、備前國岡山城の郊外なる今村宮(今縣社)の禰宜職黒住家に宗忠と云ふ人が生れて、天性敬神正直にして自ら神とならんと志し、惡事と思ふことは少しもせずしてよく正を養うたならば神となるに相違ないと夙夜怠らなかつたが、年三十三歳にして僅に七日の間に兩親を失ひ、慟哭して勞瘵の病を得、臥床三年、備さに病苦と缺乏とに責められて其天性の麗質を琢き、三十五歳の冬、冬至一陽來復の時を以て遽然として天照大御神の靈德に感ずると共に、病床より起つてやがて無病健康の人となり、日々に其德行を積んで神德屢、其身に顯はれ、特に禁厭の一面に於て著しく人の視聽を驚か

黒住宗忠

すものがあつたから、爾後三十六年の布教に少からぬ門弟子を養ひ得て、其歿後元治慶應の交には近畿中國南海に其道統を傳へ、信者(道統と云ふ)を糾合すること夥しいものがあつた。

教旨とする所は、天照大御神の大道を宣傳するにあるが、其用語が極めて通俗平易で一切學者臭味を離れ又神學の建設を力めて居らぬからして、稍もすれば似而非物識の誤解を招き、唯治病の道に過ぎぬと嘆ぜしめ、或は又儒佛の糟粕を嘗めたのでないかとの疑を受けたけれども、其天照大御神の靈徳たる天地の活物を體得し生々活潑地の大勇者たらしめんと教ふる所は、蓋し此教獨特の點であらう。教憲とも言ふべきものには訓誠七ヶ條がある(日々家内心得の事。一神國の人に生れ常に信心なき事。一腹を立て物を苦にする事。一己が慢心にて人を見下す事。一人の惡を見て己に惡心を増す事。一無病の時家業怠

訓誠七ヶ條。

りの事。一誠の道に入りながら心に誠なき事。一日々難有事を取り外す事。右の條々常に忘るべからず恐るべし。立ち向ふ人の心は鏡なり己が姿を寫してや見む。し

祭神は天照大御神、八百萬神、教祖宗忠神。

教書としては、汎く言へば天地間の載籍皆教書であるが、此教の主旨とする所を掲げたものには至誠講義と云ふ本が稍、組織的に出來て居る外、之と云ふ程のものはない。其外に『誠の心傳』と云ふものがあるけれども、極薄いものである。又黒住教書第一輯第二輯等教祖の歌文集があるけれども初心の人には不便たるを免れ難い。其他此教派が治病の方に著しく進んだ丈に特に其方面の事を書き長壽養生法と云ふやうな性質のものが大分ある。

此教派は舊備前藩では割合に優遇せられたが、美作から、伯耆出雲因

至誠講義
誠の心傳
黒教住書

幡地方では多少藩政時代に迫害を受けて邪宗門と誤認せられた事がある。が、早く京都に布教して堂上に知られ、遂に孝明天皇陛下より京都吉田山の宗忠社に勅願所仰出され神階宣下あらせられたので、明治になつてからも神道家の間にも尊重せられて、修成派と一緒に最先きに明治九年に別派を許された様な次第で、其別派獨立の前に一寸神宮教會に屬した事のあるのは其性質上便宜と認められたからであらう。神道十三派中の優勢なるものの一で、説教は月に六回二七の日に必ず行ふ。管長は教祖の正統の世襲で教會所は四百有餘。其本部は教祖の誕生の地宗忠神社の側にある。

此教派で特に注意すべき事は、其主神が一神なる事。教祖が世襲神職の出である事。教義が通俗平易である事。祓を修行の眼目として日夜に祓祠を誦する事。御陽氣を頂くと稱して呼吸法を行ふ事。神

人一致現代即ち神國を理想とする事。信者は凡て教祖の門人となつて道連と唱へる事。信者は特に屢、伊勢參宮をする事。等である。

此教派では、特種學校を設けて教師たるべき子弟を養成して居る。又機關雜誌の見るべきもの「日新」がある。

三 修成派

神道修成派[◎]と唱へて修成教[◎]と言はない所に已に此教派の一風ある事を示すものではあるまいか。

新田邦光

阿波國那賀郡拜原に新田邦光(紀元二四八九年
文政十二年生)と云ふ人があつて、維新の際王事に盡瘁し、戊辰の年征東總督宮の御東下に先だつて、美濃大垣附近の地方に講説して尊皇の大義を注入し、皇師東下に至大なる援助を與へ、段々關東に巡教して武藏國北足立郡與野町を中心としたる

地方に多くの門人を教養して遂に一派の神道をなしたのが此教派である。

教旨は神儒調和、即ち日本固有の神道を尊んで之に儒教の長所を添へようとするのである。之を實顯すれば皇室を尊び國體を擁護するに儒教の忠孝道德を以てせんとするのである。そして、神人一致を信じ、人は修理固成の原理即ち諾冉二神が山川草木國土を鎔造化育したまへる神徳を追思尊敬して、天地の大靈を知り、光華明彩と稱へられて居る所の天照大御神の美にして壯なる神徳を體得して天地運用の妙を知らねばならぬと云ふのが此教派の眼目とする所である。そこで、支那で言ふ所の天は即ち我高天原を指すので、天帝は實は我天神を言つたものだ、支那で孝と云ひ我國で忠と云ふも基く所は一つであると云ふやうに教へる。

人

教導大意

祭神は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊弉諾尊、天照大御神、八百萬神で、其外に別祭神として、伊邪那美神、祓戸神、風神、寒神、水神、火神、木神、土神、保食神、大穴牟遲神、少彥名神、石長毘賣神を祭り、尙信徒は其信仰によつては右の外に二神以内は加へ祭るも差支はないと云ふ事である。教書には教祖の著書「教導大意」の外二三見るべきものがある。此教派は、成立が餘程學問を加味して居り、勤王討幕と結び付いて居つたからして、行政廳から餘程優遇せられた方で、迫害などは全く受けなかつたやうである。管長は教祖の正統血族の世襲で大司徒と號する。本部は與野町に置いて、東京には出張所を置き、各地方に分局、支局、社、を置く事になつて居る。そうして、占、禁厭、祈禱を行ふ。初代管長は維新の際の功勞に依つて明治廿四年三月從五位に叙せられ三十五年に年七十四で歿したと云ふ事である。

此教派は其祭神が多神なるものの一つで、神道儒道の調和を計り、管長の稱號をも支那流にする所が特異の點である。

四 大社教

前半世は出雲の國造大教正として生神様と仰がれ、後半世は良二千石として、木曜會の領袖として、鳴らした所の故男爵千家尊福氏の組織したもので、明治十五年に別派特立と云ふ事になつて居る。蓋し前々年即ち明治十三年頃の神道事務局祭神論で分裂の形勢は出來て居つたのである。其信徒は出雲大社の崇敬者であると同時に千家男爵の門地と人格とに心服して集まつた者であるから、特に子弟の關係はななくても、又千家男爵は教祖としての資格に缺くる所があつて(男爵自身も教祖を以て居らなかつた)も、世人は之を一派の長上として仰ぐに不

千家男爵の門地と學才とに依つて成る。

又 大祭神主國主神。

平は無かつたのである。此の準教祖とも云ふべき男爵の學と才と門地とに依つて結集した事が、此教派の特色であると共に又缺點で、出雲大社崇敬に伴ふ國造家の威嚴と信仰との外には、十分組織立つた宗教的素質がないから、何時此教派が始まつたかと云ふ事は分らない。もし其起源を求めらば、勿論神代にあると言はねばならぬ。

古典の傳ふる所によると、出雲大社の主神大國主神は根國の素戔嗚尊の所から妃須勢理毘賣命を伴ひ歸つて此の日本國を經營し給ひ、苦瀨に苦しむ蒼生を惠憐みて少彦名神と共に禁厭醫藥の法を創め、温泉を發見して湯治の起源をなし、毒惡の禍神を攘ひ、開墾水利産業を起し給うたと云ふので、人事一切此二神の關係せられない事はないと云ふやうになつて居る(たとへば古方の醫術、木工、陶工などの祖神として此二神を祀る點は佛道で聖德太子を諸般の事の祖として祭るのに似た

所がある。此點は此教派の主祭神の最も現世的な所であるが、一度天孫降臨の事起つて大國主神の御退隱となると、此神の現世に於ける最後の言葉として『自分は之から幽界に隠れて幽事を治めやう、皇孫命は此の葦原の中つ國を治して現事一切を司り給へ』と云うてあるので、毎年十月には全國の神々が出雲の神政廳に集まると云ふ傳説さへ流布して居るけれども、其幽界を司り給ふと云ふ事が此神以前の天つ神乃至天照大御神の神徳の領域とどう云ふ關係になつて居るか頗る明瞭を缺いで居る。即ち、大素元始よりして隱身で幽冥から示教を垂れ給ふ所の高皇產靈神以下の諸神が幽界には在しますのであるから、此神が幽界に於ける最上の神様でない事は明白である。そこで、此神よりも上位に造化の諸神諾冉二尊乃至天照大御神がましくして幽顯に互りて靈徳を保ち給ひ、其より下つては幽顯各々其統治を分ち給うて、皇

主祭神の
事蹟は史
實と神話
との境界
線に立つ

孫命に對して大國主神があるとならば、皇孫命が宗教の神とし最高神でない如く、大國主神も宗教の主神としては如何かと思はれる。殊に此神が葦原の中つ國を皇孫命に御譲りになる所には、徳川十五代將軍が政權を返上して謹慎を表した様な史實が想像せられ、又黃泉國とも解せらるべき根國から御出になつて、暫時此中つ國を治め給うた後に、日界から天降り給うた神孫に交り給ふ所は、夜の世界が去つて晝の世界の現れる事を日月の神に結び付けて語つたものではないかとも思はれる。此史實と神話と兩様の意味のある點が此教派の大に振うべくして未だ甚だ振はざる所以ではあるまいか。乍併、之は言はゞ完璧を望む上の説であつて、今日迄我國內で此教派の主神大國主神を崇敬した事は非常なもので、全國に此神を祭神とする神社は天照大御神の社や八幡宮に劣らぬ位に澤山あつて、(多くは大己貴神と)産土神と云へ

ば此神の別名の如くに通用して居る。又國內至る所に散在する金刀比羅神社も此神の分靈たる大物主神を主神とし、山王社即ち比枝神社(日吉、比叡)も嘗て之を主神として居つた事であるから、大國主神の宗教的勢力は餘程偉大なものがある。さて此教派の

教旨は、大國主神の經國治幽の神意を知らしめ、惟神の大道を宣揚して斯民の天性を全くせしむるにある。

主神は、大國主神、外に天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、產土神を祭る。

教書は、千家男爵の筆になつた『國の眞柱』三卷を主として、其外に尙『出雲問答』など小冊子にしたものが澤山にある。教義は大體に於て、四大人の學派に屬するもので、敬神、尊皇、愛國と云ふ方面にかけては素より間然すべき所はない。

國の眞柱

管長は出雲國造正統の世襲で、出雲國杵築町に大社教本院を置き、各地に分院出張所を設けて相當に布教をやつて居る。此教派の特色は、名を聞くと直すに神代の面影が想像せられ、最も古意を保つて、新學新思想を多く交えてない所であらう。信徒は山陰、九州、四國に多いとの事である。

五 扶桑教

戰國時代天文年間に長崎に長谷川角行と云ふ修驗者があつて、奇特な志を抱き、世の戰亂の爲に庶民が生を全うする事の出來ぬのを慨いて、どうしたら此群雄割據弱肉強食の悲惨な現状を改めえられやうかと考へて、遂に行者となつて身に徳を積み人心を感化するの外はないと決心し、十八歳にして家を出で、種々の辛酸を嘗めて漸くにして富士

長谷川角行。

尖野半。
富士一山
講社。

元の父母

山に登り得た。蓋し彼は身に靈德を享くるには須らく靈地に入るべく、國內の靈地は富士山を以て最となすと信じたからである。果して、山神の加護によつて無上の靈感を得、富士山が眞神正氣の所在なる事を説いて富士講なるものを創めた。此角行から五世に傳へて村上月心に至り、其教徒森月行と云ふ者が別立して講社を結び、更に伊藤食行と云ふ者が之を隆にしたと云ふ(月心の正統は柴田花守に傳はつて實行教となる)。其後明治維新に及んで、尖野半と云ふ人があつて明治六年に富士一山講社を組織し、遂に十五年に別派特立を許された。

教旨は惟神大道を宣揚する事は他の教派と變りはないが、天地の神靈は全世界の靈山たる富士山に鎮り給ふと信ずるのであるから富士山を中心とし、山神を祭る所の淺間神社(官幣大社)を特に尊敬する。

主神は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神の三神を元の父母として

祭る外、合殿として、日神天照大御神、月神月讀尊及び富士山の神、邇々杵尊、倭姫命を祭り、八百萬神をも合せ祭る。

管長は尖野家の世襲で、東京市外澁谷村に本祠、大教廳を置き各地に教會所講社を設け、大占、禁厭、鎮火祭を行ふ。信徒は富士山附近が主であるとの事。

六 實行教

扶桑教と其起源を一にして、寧ろ長谷川角行の正統を傳へたものかと思はれる。

維新の頃に長谷川角行と同國なる肥前小城に柴田花守と云ふ人があつて、神儒佛三教に通じて學徳共に高く、此不二山教を唱導して實踐躬行に重きを置いた。神道一派として獨立の際に實行教と名けた

長谷川角
行の正統
カ。
柴田花守

X

元の父母

のも全く此所から来たのである。此教派の教旨[◎]は無論惟神の大道を宣揚するにあるが、就中實踐躬行身を以て他を率ゐることを重要事として、農漁等には少からぬ注意を拂ひ、天下の遺利を收めて浮浪窮困の徒を救ひ衣食足り禮節全くして道を過つ人なからしむるを主眼として居る。

祭神[◎]は天御中主神を眞神大元靈として仰ぎ祭り之を元の父母と稱へることは扶桑教と同じである。其他日神月神富士山の神を拜する事も同じである。

教書[◎]と云ふべき程の物は格別ないけれども、其教規の中に教旨のあらる所は現はれて居る。殊に『山海の遺利を興し農漁の裨補を謀る』と云ひ、『衛生の方法を講習し及び行旅の便を謀る』事は扶桑教にもある事で彼の長谷川角行の遺志を見るに足るものである。

此教派も扶桑教と同じく太古祈禱禁厭を行ふ。又明治二十六年に米國市俄古市に世界の宗教家大會が催された時に、管長柴田禮一氏が出席した事は人のよく知つて居る事である。東京市牛込區東五軒町に實行教本館があつて教務を總括して居る。そうして管長職は世襲である。信徒は關東諸國に多く、近畿及び長崎附近にも大分あるとの事。

七 大成教

平山省齋

幕末に外國總奉行を勤めた平山省齋と云ふ人が、明治初年の思想界の混沌たる有様を慨いて、其神儒一致の見地から創始した教派であつて、此人は教部省に入つて大教正となり、神道を三部に分擔統轄せしめられた時に稻葉千家と竝んで一方の長となつた人であるから、當時の

神道界に重きをなして居た事も略々想像せられる。其教會を本教大成教會と稱へたのも神儒を打つて一丸となす意かと思はれる。明治十二年に一派をなして獨立したのである。

教旨は今上皇帝の宸慮を奉戴し、周孔の微志と究理實驗利用厚生とを併せ、以て皇祖天神の道を補翼し無上至尊の國體を仰がしむにある。尙七條の教綱と云ふものがある。それは「一天神地祇ヲ崇奉シ、賢所及ビ御歷代ノ皇靈ヲ遙拜ス。二天壤無窮ノ神勅ヲ奉體シ國體ヲ恢張ス。三天叙ノ彝倫ヲ章明ス。四修道眞法ヲ修シ、安心立命ノ基ヲ定ム。五顯幽ヲ一貫シ、死生ヲ洞明ス。六學術ヲ研精シ事業ヲ獎勵ス。七神事禮式ハ歷朝ノ儀範ニ則リ之ヲ行フ」とある。尙彼三條の教憲を奉じ、神占、禁厭、祈禱を行ふ事他派に異らぬ。

主神は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照皇大神、伊邪那岐神、建

メ

速素彥鳴神、大國主神で、外に教祖素山彦弘道命(即ち平山省齋)及び教師信徒の祖靈を配祀してある。

教書には『本教眞訣』『俳教眞訣』等教祖の著書がある。其俳教を唱ふる所以は、教祖が俳人芭蕉を以て、活眼を開き神代の眞に遡り眞歌の道を傳ふる神代の忠臣、歌道の宗師と崇め尊んで、其道味を述べんとしたからである。

管長は學識德望兼備り部下の教師を統率する材ある者を選する、即ち非世襲である。本部は東京市小石川區原町に大成教々務廳があつて教務を統轄して居る。教師の數三千三百餘、教徒七萬人、信徒六十四萬人と云へば、十三派中の中位にある勢力と見てよからう。

八 神習教

岡山縣美作の人で、嘗て伊勢神宮の神官ともなつた事のある吉村正乘氏の唱へ始めた所で、物忌、神事を重じ不言の教と云つて頗る神秘的、内觀的の方面に富んで不思議な事が多く一寸這入つても容易に會得し難いと言はれて居る。吉村管長は即ち教祖で、彼の本居平田流の復古神道が段々學術的になつて、直ちに神明と交通し神徳を身に顯はすと云ふ方面が薄いのを慨いて、自ら神靈と交り幽顯一致の眞趣を發揮せんとして、明治初年以來斷食難行を敢てし、修行多年にして遂に惟神の靈告を得、神習ふべき道を悟つて、明治十三年十二月に遂に一派の獨立教を建設したのである。氏が神宮司廳に奉職以來、此所に至る間に我神道界に奔走し貢獻したる事も少々ではないと云ふ事である。

教旨は、神事法、物忌を主とし、祓を行ひ鎮魂凝氣によつて幽界に逍遙し、幽顯一致の實境に入るにある。而して一面には政治、道德、宗教の調

神秘的
内觀的。

×

教苑花實
宇宙の精
神。
御嶽教會
本部。

和を謀り、兼ねて宗教界の同黨伐異の風ある偏狹を打破せんとするにあると云ふ。即ち惟神の大道を宣揚すると云ふ點は他教と變りはないが、神秘的内觀的の方面のある事や其抱負の廣大な所に學者臭味を脱した教祖の面影が見えるのである。

祭神は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊邪那岐神、伊邪那美神、天照大御神、歴代の皇靈、及び天津神、國津神であつて、外に相殿として、御嶽三柱大神、即ち國常立神、大國主神、少彥名神、及び饒速日命、底筒男命、中筒男命、表筒男命を祀る。

教書は古事記、日本書紀及び歷朝の儀範、大中臣家の遺訓を主とし、教祖の著書には『教苑花實』、『宇宙の精神』を始め種々なる著書がある。

管長は世襲制で、本部は東京市神田區今川小路に神習教大教廳を置いて居る。木曾御嶽山の信者を督する爲に御嶽教會本部をも置いて

居る。教師と見るべきもの三千八百人、信徒百二十萬と稱するから、其勢力は大成教や黒住教など、雁行するであらう。群馬縣以北を其根據地として居る。

九 御嶽教

扶桑教實行教が富士山を中心とする如く、此教派は木曾の御嶽山を中心として居る。即ち御嶽行者なる者が其中堅である丈に、此教派は神道中で最も修驗道に近い兩部的のものと云はなければならぬ。御嶽には大宮、若宮、山宮があつて、大宮は元桶安氣大菩薩と唱へ來つて居つたが、下山應助なる人が調査して國常立尊なる事を斷定し、明治六年に教部省に請うて立教開説したのに始まる。

教旨は、惟神の至道に據り奉齋主神の神徳を發揚し、尊皇愛國の大義

を宣明し、人々をして天賦の稟性を活用し本能を全からしめ、以て國政を補翼するにあると云ふ。乍併、多の信者が依然六根清淨を主眼とし、家運祝福息災延命の爲に御嶽山に攀づるのは他の教派にもある如き俗信であらう。

祭神は御嶽大神と稱する國常立尊、大己貴命、少彥名命の三神の外に宮中所齋の天神地祇八百萬神、歴代の皇靈及び産土神を配祀す。但し、此教派では、國常立尊を以て、氣化第一の神にして無始無終に存在し給ひ其徳無限にして天地山川森羅萬象皆此神の功德なり、としてあるから(明治三十八年改正教規)他の十二教派と大分趣を異にして居る。

教書として取立て、言ふ程のものはないが、『本教相承諸式細目』なるものに神事として、祭典式、鎮火式、探湯式、鳴動式、鎮魂式、八劍式、神託式、墓目式、石笛神託式、竈注連祭式など三十七種の法式があり、神占として、

天神太占之傳、龜卜法、籤占、數理、幹枝など十種あり、外に觀相、水卜、天源術、陶宮術等があると云ふ。

此教派の大教院は大阪にあり、東京市赤阪區青山北町に御嶽教廳があつて教務を管理して居る。教會講社のある事も他教と同じである。管長は、下山應助と云ふ人の後は、鴻雪爪と云ふ僧侶から神道家になつた有名な人が繼いで、其人歿して後は現管長神宮壽と云ふ神官出身の人である。要するに此教派は兩部神道の素質を傳へたる代表的のものであるらしい。學校及び機關雜誌には餘り見るべきものがない。信徒は百九十萬と稱して信濃、甲斐、武藏、上野あたりに最も多いと云ふ。

十 神理教

天孫饒速日命が天照大神より本教の教理神術を授つて河内國に降

饒速日命の直傳。

七十七代佐野經彦

臨し給ひ、其後十代にして五十言宿禰いそとみに至り五十音の言靈を明にしてよく神と交通し、神術を知り神字神畫を作る。其孫以美伎連と云ふ者豊前國規矩川の上に天神を祭り、神符を人民に授けて諸病を治す。其後十八代を経て、巫部連かみまきのつらじに至つて教義を正して子孫に傳へ、慶長元和の頃に至つて巫部を改めて佐野と稱し、小倉地方に布教したるに、慶安の頃切支丹禁制の餘響で淫祠の疑を以て禁止せられ、其後再興の企ありしも成らずして明治に至り、饒速日命より實に七十七代に當る佐野經彦なる人立教に盡瘁し、明治十三年七月始めて教會を開き、十七年十一月神道本局の直轄教會になり、二十一年に御嶽教の管轄に移り、遂に二十七年に至つて別派獨立したと云ふのが此教派の沿革である。

教旨[◎]は高祖の遺教を奉じ言靈を明にし神理を明徴にするを本旨とし、天神の靈妙幽顯不二の理法を尊奉し神氣を呼吸し神人同感の域に

至る事に力め、心を正しくし行を直くすれば百病萬難忽に治し、行へば成り祈れば驗あるものなれば必ず神理に合はざる言行をなす事なく虚禮を捨て實務に就くを眼目とすと。又異端邪説を排斥し、大義名分を明かにし、報本反始の禮を厚くし、神學神畫を教授し、禮法の古道を存する爲に神樂活花茶法を恢復すると云ふので、鎮魂、禁厭、祈禱、卜をなし、俳諧を以て言靈學の一端として之を興し、又觚力も本教の發展に資するものとし野見宿禰を祭り力士の規則を立てある。

祭神は凡て十八神、即ち、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、宇麻志草芽彥遲神、天常立神、造化の神、國常立神、月界の神、豐雲斟神、水星の神、宇比遲爾神、須比遲邇神、土星の神、角杵神、活杵神、木星の神、大戸乃遲神、大戸乃辨神、火星の神、面足神、綾惶根神、金星の神、伊邪那岐神、伊邪那美神、人類の始祖、天照大神を主神とし、外に月夜見神、月界の主宰神にて素戔鳴尊の

入

一名、豐受姬神、經津主神、武甕槌神、大國主神、少彥名神、祓戸大神、野見宿禰(力士の祖神に、巫部大祖忍穗見命、饒速日命、產須根大神を配祀す。)

教書には『神理圖解』『神理圖』があるが一見しては、さ程古い神傳を傳へたものとは受け取り難い所がある。

此教派では、忍穗見命を大祖と云ひ、饒速日命を高祖と云ひ、五十言宿禰を宗祖とし、以美伎逆を先祖と呼び、巫部連磨を中祖、佐野經彥を教祖と稱して、管長は世襲になつて居る。本部は豊前國企救郡東紫村に大教廳を置き、東京其他に出張所、別院、分院、支院等があつて、教師は男女二千餘名、信徒百三十萬人と稱して居る。

十一 禊教

紀元二千四百五十年(寛政二年)を以て生れたる教祖井上正鐵なる人

は、武藏國千住在の梅田村神明宮の神官で、黒住教祖より後るゝ事十年、少壯より諸國を巡つて、武技を練り精神を養ひ、父眞鐵の志を繼いで伯家神道の傳授を受け神明加護の妙諦を得、それより家にあつて教を布き、専ら祓を唱へ長息の法によつて無念無想の境に入り、安心立命を得、又病患を去る。そこで忽に門前市をなす狀であつたが、幕府の忌諱に觸れて三宅島に流され、其後配所にあつて島人を誨へ又故郷の門人に教へ、遂に嘉永二年彼の地に歿した。其後此教法の中軸となる人がなかつたが、明治五年八月になつて、門人、東宮千別、村越某、兩人等吐善加美講を組織して教部省の許可を得、六年に禊教と稱し、東京淺草小島町に本部を置いた。然るに同門に坂田鐵安と云ふ人があつて、別に惟神教會禊社と云ふものを結んで明治八年に許可を得た。東宮等の禊社は成立の際の關係から大成教に附屬し、後者は神道本局に管轄せられる

うけひごと。
外國の異教には惑はじ。

と云ふ狀であつたが、禊教の方は段々に勢を得て遂に二十七年十月に至つて獨立した。此所に言ふ所の禊教が即ちそれである。而て、一方に大成教に附屬したものは教祖の正統の井上氏もあつて依然として大成教の附屬として存し、一見調和の出來ぬ者の如く見える。是れ即ち、此教派の當に大に盛なるべくして而も甚振はざる所以であらう。教旨は禊祓の神教を擴張し、心身の汚濁を祓ひ、正明に復歸する道を説くのが主で、三種の祓トホカミエミタメ、ハラヘタマヒ、キヨメタマへを日本第一の至寶としてある。即ち、三種の神器の威徳を以て罪咎祟りを祓うて神人一致の徳を身に顯はすを第一とし、其教義は神道を大本とし、儒佛を羽翼とすると云ふ。此教派の信徒たるものは宇氣比基登と云つて誓詞を捧げるのは、丁度修成派で門人の手續をし、黒住教で神文を教祖に上るのと同様であるが、其誓詞の中に「外國の異教には惑

はじと云ふ明文があつて、敬神尊皇報國の個條の外に明かに外教排斥の個條のあるのは、黒住教などの頗る外教に對して穩和寛容を旨とするのとは大に異つて居る。

祭神[◎]は天之御主中神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神(以上造化神)伊弉那岐神、須佐之男神(以上禊祓の主神)。大國主神(幽冥主宰神)。瀬織津姫神、速秋津比賣神、氣吹戸主神、速佐須良毘賣神(以上祓戸神產土神及び教祖神を祭る)。

教書[◎]には『惟一問答書』三卷『遺訓集』六卷があると云ふ。教祖は、禪を修め古醫道を學び、又相法調息術を傳受し、豫て父の眞鐵及び伯家より惟一神道の旨を傳受して居つたとの事であるから其教書も頗る注目に價するものである。

此教派の管長は、教祖の正統たる井上氏は大成教に屬して居る現状

惟一問答書。遺訓集。

であるからか、世襲ではなくて六級以上の教師の中から公選する事になつて居る。教師の數は一千一百餘、信教は關東が主で十二萬人。東京市下谷區西町に禊教本院がある。學校の設備はないが雜誌『神隨』があると云ふ。

十二 金光教

紀元二千四百七十四年(文化十一年)黒住教祖が天地の靈機を得て不治の病から起つた所謂天命直受の年を以て備中國淺口郡大谷に藤井源七と云ふ人が生れた。天保十二年二十八歳の時叔父義兄及び三子等相踵いで没し一時に七墓の築かれた時、其餘りに薄命殘酷なるに驚き占筮祈禱に就いて聞けば皆其金神の祟なるを謂ふに、驚き且つ恐れると共に、眞の神意を求むる心愈、切になつて、遂に金神に對する眞の信

藤井源七

仰を體得し、金神に親み近づくと共に人類の靈能の高くして神の祟などを受くるものにあらざること信じ、三十九才の時幽顯感通の妙域に達し、金神は天地の主なる事を信するに至り、安政二年(黒住教祖が大)明神號を許さるゝ前年九月立教宣傳の神託を受けて信仰の門豁然として開け、それより陋屋に端座して一步も外に出ず、訪ふ人に向つて惇惇として教を説いた。勿論、方位、五行、觀相、星占に泥む里俗を喝破して神徳の高きを傳へ、日柄方位などの自由解放を宣告したのであるが、世俗は尙金神(こんじん)を使ふ者と了解して奇異の感をなし、種々なる迫害を之に加へたので、殊に明治五年教導職を置かれた際に人民を迷はすものとして禁止せられたけれども、遂に九年十月に岡山縣令から布教の許可を得た。其以前、慶應三年二月に神祇伯に上願して金乃神社を設け、其神主たる事を許されたとあるから、姓名を金光大暉と稱したのも此頃

金光大暉

であらう。即ち一派の教祖として仰き祀られるのである。十六年に教祖が没して其門人等一の教會を組織して、神道備中分局に屬し、二十一年に神道本局の直屬となり、教祖の二男萩雄、三男貫行、門人佐藤範雄等の熱心なる布教に依つて次第に行はれ、遂に明治三十三年六月を以て獨立を許される迄の勢力を得たと云ふ。

教旨は、沿革が右の次第であるから、他の十一派の神道とは大分趣を異にし居つて、人類及び一切萬物の大祖たる金神の信仰を鼓吹し、天地の大理を明かにし、幽顯の一致を教へ、死生の安心を定め、愛國の精神を養ふにある。

祭神は

日 月 の大御神
金 の大御神
總稱して天地金之神と云ふ

天地金之神

とある。尙此外に教祖神を祀つてある。此主祭神たる金の神は勿論金神(俗信)ではなくて、唯一神即ち宇宙の本體たる金之神であると云うから、日の神、月の神と對立した金の神ではなく、従つて之を三つ別々に分つて唱ふる事はせぬのであらう。

教書[◎]としては教祖の筆になつたものはない。門人が編輯したものに『神誠真道の心得』十二條『道教の大綱』二十條『信心の心得』五十條などがあつて、一寸黒住教の教語集三十言五十言などあるのと頗る似た所が多い。天地の公道、道德の本旨なら、似た所のあるに不思議はないが、教祖の生年及歿年抔から、其他の状況から、文字に顯はれた所迄、黒住教の傍系とも見える點が多い。管長は世襲で、其人なき時は一級教師より擧げると云ふ。教會所の數三百九十五、教徒信徒五十六萬は正しい統計であらう。學校は、教義講究所の外に、中學校を置いて普通教育

を施し、又雜誌も二種許り發刊して居る。此教派では神符は授與しないと云ふ。朝鮮支那にも多くの教師信徒が行つて居ると云ふ。

十三 天理教

天理教は神道の教派の中で最も復古神道に遠ざかつたもので、而も最も多くの人に知られた教派であるが、其教義の真趣を了得したものは多くはあるまいと思はれる。寛政十年四月今を去る百二十一年前大和國山邊郡朝和村の前川半七正信の家に美伎子と云ふ女性が生れた。天資聰明にして容姿頗る美、年十三才にして中山善兵衛なる人に嫁し、貞操固く、善く隣人貧者を憐む。四十才の冬、長男秀司足を痛めて病篤かりし時、氣鬱して漸く冥想に耽り、人事を厭ふ様になつたが、翌年の冬、長男の爲に祈禱した際に心身俄に異狀を示し、音容嚴然として神

託を告げた。時に天保九年十月で、之より後、人類救済の福音を齎し、樂天的の性質となつて、一意神の命に従ふ事を樂んだが、隣人郷黨は之を見て狐憑とし、其德化を慕ふ者を妨げた。時の大和の國の神官で守屋筑前と云ふ者があつて、始め頗る美伎子を怪み、後大に美伎子に心服して、神道管領吉田家に願つて慶應三年七月に布教の公許を得た。けれど其信仰は餘程異様であり、特に女子の首唱する所であるが爲に明治に入つてから屢々禁止せられ、明治八年以後十九年迄説諭又は拘禁せられたことが二十回に及んだが、美伎子の信仰は年と共に厚く、其德を慕ふ者が益々多くなつて明治十八年には遂に神道本局に屬して天理教と云ふを組織した。けれども、其以後も世人は嘲罵と冷笑とを以て此一派の人々を遇した事は誰も知つて居る事であるが、今日では兎に角神道一派と云ふ事になつて其勢力の大なるを以て人を驚かして居

る。教祖美伎子は明治二十年に齡九十才を以て歿したが、翌二十一年に天理教會の設立を認可せられ、越えて四十一年十月に別派獨立となつた。

天理大神

教旨は天理大神に對する靈肉救済に對する願望と神の御國なる甘露臺を地上に齎らさんとするにある。

祭神は國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊、大日靈尊、月夜見尊の十神を、天理大神と稱へて奉祀して居るけれども、教祖の天啓を受けたと云ふ十柱の神靈は果して此通りであつたか否か疑ふべき餘地がある。と云ふのは舊教規には大斗能地尊があつて大日靈尊がなかつた。之が教祖の神憑の際に明かに分つて居つたものならば明治四十一年に及んで改められる譯があるまいと思ふからである。要するに、教祖七十歳の作と言はるゝ「御神樂歌」に明示して

御神樂歌

ある通り「天理王のみこと」を信するのが此教の眞面目であらう。

教書[◎]としては『御神樂歌』一例、悪しきを祓うて助け給へ天理王のみこととの外に、最近に編纂した天理教々典がある。此教典は敬神、愛國、明倫、修徳、祓除、立教、神恩、神樂等の十章に別れて居て餘程組織だつたものである。管長は世襲制で、本部は奈良縣山邊郡丹波市町に天理教々廳と云ふのがあつて、教會の數は二千三百教師は二萬二千弱、信徒は二百三十萬弱と云ふ大數を示して居る。學校は天理教校があつて教師を養成し、別に普通中學校を設けて居る。機關雜誌には『道の友』がある。

此教派では祈禱禁厭を行ふ外に、神恩報謝の儀式として信徒が御神樂歌を唱へて盛に神前に舞ふと云ふ事である。それから、夫婦の和合を重く見て居ること、人類の想愛相助を教ふこと、「日の寄進」と云つて献身的の労働を夫婦が揃つてすること、などは此教派の著しい特色と

言つてよからう。

十四 概説

神道十三派をほんの皮想ながら記述して來て、通覽すると、十三派を通じて少からぬ一致點を發見する事が出来る。

第一は十三派を通じて天照大御神を主神の内に加へない者は一もない事である。金光教の日の大御神と云ふのが強辯すれば天照大御神ではないとでも言ふか知らないけれども、常識で判斷すれば、誤解若くは曲解でなくては天照大御神ではないとは言へない事であるし、それが一段高く眞中に現はしてあるのを見ると、天地金之神も畢竟日の神天照大神を主體とすると見てよい事と思はれる。又天理教では天照大御神と云ふ事が稍、模糊として居る嫌があるけれども、大日靈尊が

共通點。

主祭神は
天照大御
神。

十柱の神靈の中にある以上は之も主神たる事は争はれない。日の大御神と云ひ、大日靈尊と云ひ、教へ方は違つても此神を拜まねば日本人は満足しないと云ふ事も之で分る(更に神社の祭神を調べて見て天照大神を祭る神社の頗る多いのは驚くべき事である)。

第二には各教派共に惟神大道を宣揚するに一致して居る事で、黒住教の現教規には其文字を見ないけれども四十年の改正以前は明かに之を揚げて居つた事であるし、金光教天理教でも、其主義を奉じて發達する事を得たものであるから、十三派共に惟神大道と云ふ事には大體から言つて一致して居る事である。其解釋に於ては頗る區々であらうけれども、神代の道を行はんとする事。今日即ち神代なる理想國を建設せんと努力する事。甘露臺を作ると云ふ事。皆同様な一致を見出すにさ迄の困難はあるまい。

惟神大道
宣揚。

祓。禁厭。

未來世界
を説す。

教祖の神
官出身。

快樂主義

第三には祓^①を重んずる事。禁厭を行ふ事。

第四は各教派共に、幽顯一致の思想を基本として現世を以て神國となし樂園とする事。即ち現代を超越した天國を此國以外に求めない事。即ち未來世界の思想を持たない事である。大社教が獨り黄泉國の思想を持つて、稍、佛教に近い所もあるけれども、之とて極樂地獄の説のやうな事はない。

第五には天理教を除く外は教祖が大抵神官神職で歿後は神社に祭られた事である。(大成教の教祖は官幣大社氷川神社の宮司であつた。又金光教祖は金之神社の神職たる事を吉田家から許されたと云ふ事である。)

第六には各派ともに、一種の快樂主義を持つて信仰の基礎として居るので、凡て樂天的現世的である。

第七には本然の性質とは言へないけれども、各派ともに外教排斥と云ふ事は期せずして一致して居るやうで、教規教則に掲げて居るのは最も露骨な方であるが、外教(特に基督教)と決して衝突しないばかりか之と調和し包容すると稱する教派でも實地に於ては中々そう行かぬのは、尙信條とか理窟以外に一種の感情國家的が横はつて居るからであらう。

相違點。

主祭神の相違。

次に差異の點に就いて探ぐつて見ると。

第一、天照大御神を第一の主神にするものは黒住教ばかり(金光教も)の神を真中にしてあるけれども、外になほ月の神、金の神を併せて天地金之神と一神に觀るのが其教旨であらうと思はれるから暫く別として置く、造化の三神を第一の主神とするものは、神道、修成派、扶桑教、實任教、大成教、神習教、神理教、禊教の八教。大國主神を第一主神とするの

皇室の御信仰。

各派の特色。

儒佛加味

が大社教、國之常立神を第一主神とするのが御嶽教。全く八百萬神を認めないで一神教的になつて居るのが金光教、天理教の二派。

第二、特に皇室の御歸依とか勅願所仰出されとか云ふ事は慶應年間に黒住教に對してあつた許りで、其他に類例がなく、其後の黒住教にも見えない。之は、皇室に於ては復古神道に御依りになるので、俗神道の外に御立ちになるからだとして了解せねばなるまい。

第三、神習教、御嶽教は最も神秘的な方面に富んで真言の祕法などに近くはないかと思はれ、黒住教は禪の教義に近いと言はれ、禊教は自ら儒佛を羽翼とすと稱し、扶桑教、實任教は修驗道の富士講から發達して復古神道を中心にし、之に邪蘇教の趣を加味したものかと思え、修成派、大成教は儒教に結合する事を宣言して居る。之等は夫々の特色として見るべきもので、復古神道が痛く儒佛を排斥して立つたにも係はら

す、實際には儒佛をも併合し混和しなければ教義が薄弱だと感ぜられた事を露骨に示して居るのである。

第四、實行教や扶桑教は遠く元龜天正の戦亂の際に其祥を發し、生産不振行通不便の封建時代に發達して來た爲に、利用厚生とか行旅の便を計るとか、勤儉貯蓄を奨めるとか云ふやうな特色を以て進み來り、黒住教では教祖が信仰に依つて不治の病から起ち、病から信仰の一轉機を作り、所謂天命直授となつたので、此教派では特に治病と云ふ事に重きを置く風が出来、天理教では教祖の夫が内行の治まらぬ事があつて教祖が苦い經驗を嘗めた爲か、特に夫婦の和合一夫一婦と云ふ事を八釜敷言ひ、大成教の教祖が明治初年の思想界の混亂を慨して立つたので自ら外教排斥と國內人心の一致和合を目的とした事、大社教が、幽界の主宰神を主神とする丈に、頗る靈魂歸着とか安命とかに重きを置く

治病。

夫婦和合

などは、皆夫々の特色となり、従つて各教派の差異のある所であるが、特に金光教祖が金神の祟りから遂に金之神の信仰を築くに至つたのは著しい特例と見るべきであらう。

其他の差異。

第五、神理教で、觥力、生花、茶、禮式等の技藝に對して免許を與へる事。天理教で「日の寄進」と唱へる神聖な労働を必ず日課とする事。黒住教、修成派は教師の稱號に教導職時代の名稱たる教正、講義などを廢し或は其以外のもを加へて居る事。此等もそれらの教派の差異として其教義の半面を窺ふべきものであらう。

更に神道十三派に就いて通覽すると、教祖のないのは神道(本局)、大社教、御嶽教丈であるが、其教祖のある者でも世界的地歩を占めたものは未だ一人もない。各派個々に就いて見れば、釋迦よりも孔子よりもン

教祖の無い教派。

宗教神道の
の渴仰。

クラテスよりも偉いと迄尊ばれて居るものもあるけれども、傳道區域が狭いのと成立の日が浅いのと徒弟に大人物がないとの爲に其光が發揮せられて居ないから、國內に於ける地位も神學者としての本居平田に及ばない。そうして最近の人物では教祖を以て任じなかつた千家尊福男などの方が却つて神道家を以て目せられたやうな次第で、今日迄は宗教神道は社會に甚だ重きをなさなかつた。而も維新前後にかけて忽に十三派の教派の發生を見たのは當時如何に宗教的神道即ち日本の宗教を必要としたか、思ひあはされる。

之に就いて、或者は、神道教會が常に下層社會にのみ布教して、禁厭、祈禱を是れ事とし、少しも社會の上流に向はなかつたのを責め、教祖の偉大を發揮しなかつたのは全くその爲であると云ふけれども、自分の觀る所では、それには種々な原因が複雑して居つて、強ち下層布教の爲ば

各派の不振は宗教としての存立を危うせられた爲めだ

かりではない(明治十七八年以前は随分上。寧ろ神道全體が宗教としての存立を危うせられた結果、下層布教すらも十分には行ふ事を得なかつた。その影響として、比較的正しい教派は振はないで、純神道には頗る縁の遠い二三教派が、蹈天の勢と迄は行かずとも、此間隙に喰い込んで非常な信徒を下層社會に結び得たのである。)

此の如き勢になつたのは、全く明治の政府が宗教特に神道に對する方針を確定するを得なかつたのと。神道家に大人物がなかつた爲と言はねばならぬ。或は大人物があつても仕方もなかつたかも知れぬ。

附言

以上述べ來つた神道十三派の外にまだ之に近いものが二つある。それは、神宮奉齋會と報徳社とである。

神宮奉齋會は明治三十二年迄神道の一教派として存して居つた神宮教の後身で、其始は彼の教部省時代に伊勢に神宮教院を設立して、神宮祭主近衛忠房卿が教長となり大宮司本庄宗秀丹後宮津の城主以下神宮の神官が其部下となつて布教に従事したのが起りて、其後神宮祭主に久邇宮朝彥親王が御立ちになつてからは、益々盛であつたが、明治十五年に神宮教導職分離の爲に、神宮の神官は教院とは絶縁せねばならぬ事になり、時の大宮司故田中頼庸が神宮を辭して管長職に就き、尙優勢を保つて居つたのであるが、此教派は實は神宮直屬の神風講社の成長したもので、一面には神宮大麻曆の頒布を引受けて居つて、神宮との關係がどうしても厚いのであるからして、宗教神道の一派として在存する事は當を得ぬと云ふので、遂に明治三十二年に宗教都類を脱して神宮崇敬の團體となつたのである。併し其實情を見ると、先づ大體

に於て復古神道家の集會であつたが、さりとて本居平田の門人のみの集合ではなく、心學系統の人も加はり、黒住門人もあり、獨立の學派をなした人も居り、主腦となつて働いて居た故田中頼庸氏の如きも平田門と云ふ譯ではなかつたとの事で、他の教派が一門一流を以て集るに反し、此教派は寧ろ人材本位とでも言ふべきか、神宮の神官に任用せられれば自然此教派の教師となるのであつたから、一時神道家中の人材を集めて居つたとの事である。祭る所の主神は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、外に天神地祇歷代の皇靈であつたが、明治十二年頃から祭神論なるものが神道界に起つて遂に明治十四年に勅裁を煩はし奉るに至つて、宮中所齋の神を遙拜せよとの御錠があつた以來、天照大御神を主祭神として、外に天神地祇歷代の皇靈を奉齋する事に改めたのである。其教義は、教會組織の當時は天下の教法(宗教)を以

て任じたのであるから、大に佛基二教に對立せんと力めた跡が見えるが、奉齋會と改まつてからは、國典を講明し國禮を修行し（宗教的儀式を含まず）神宮を奉齋するを主として居る。之がもし依然神道の一派として存在して居つたらば神道は十四派ある譯であるが、金光教が獨立すると間もなく此教派が宗教外に出たので、神道は明治二十七年から四十一年迄は依然十二派であつたのが四十一年に天理教が獨立してから十三派と唱へられるやうになつた。

報徳社[◎]は知る人ぞ知る二宮尊徳翁の報徳教を奉ずる者の結社で、其團體は宗教團體として取扱はれて居ないけれども、其教の根元は人倫道德に基くのであつて、神道を基本として之に儒佛を加味し、天照大神を仰き敬ふのであるから、殆ど宗教と言つても善い所迄近づいて居る。只儀禮を重くしないのと、勤儉力行を主として神契神助に依頼する事

報徳社。

天照大神の道。皇國の道。

の少いのが宗教として見れば缺點とも云ふべきで、これがこの結社の宗教團體たらざる所以であらう。けれども、その教ふる所の道を以て『天照大神の道』『皇國の道』と唱へてあるのを見れば、是れ正しく神道に相違ない。そうして、此道が近年大に鼓吹せられたに就いて面白い觀察が下される。それは、我國では宗教臭味の強い神道程が中流社會とか教育ある部面の人士とか識者とかに嫌はれる傾があつて、そう言ふものは政治教育乃至社交の中心からは可成的遠ざけられた結果として、近頃段々人心の浮薄經濟上の不安杯と云ふことが問題になるやうになつてから、之を救ふべき唯一の教法として、國體を擁護し經濟上にもよくつて而も最も宗教臭味の少ない報徳教が天下無二の教として布かれた。所が、其宗教臭味の少ないのが寧ろ缺點で、幾らか宗教を嗅はせて置きながら、更に奥深い所を示さないから、宗教に涸渴したる

國民はむしろ此教派に刺激せられて遂にあからさまに宗教を興へよと叫ぶに至つた。そこで政治家にも教育家にも或宗教を取つて此希望を満足させやうと計る者が出来て來、神道各派は勿論、之迄宗教ではないと信ぜられもし唱へられもした所の復古神道迄が宗教として觀られ、宗教として所置せられるのが當然であると云ふ議論も持ち上るやうになつて來た事である。

第五章 教義

一 序 説

神道には古典若くは神典と稱ふる書籍はあるけれども、教典と口すべき書籍は一つもない。斯道の學者も之がないのを以て誇りとし、無爲の化と迄に行すとも、不言の教、實行の御手本、實際の訓練で以て、人倫道德も風俗習慣も自然に出來上がったのを惟神(隨在天神)の大道と唱へて、痛く教典經書のある事を卑めた。其結果として神道家は儒佛を排して道教を取つたものぢやとの非難迄受けた。併し公平に考へて國學者の議論の背後には、道教の虎の巻が隠れて居つて、其主張をして一層力強くしたにしても、我古代に於て道教が勢力を占めて居つたと

云ふ事は更になく、又國學者が道教を利用して教典の無い事を強辯せんとした譯でもない事は明瞭である。

教典が有るが善いか無いか善いかと云ふと、各得失はあらうが、差し當り、神道では之なきが爲に明治の初年に大問題に遭遇して餘程狼狽した跡は掩はれぬ。それは外でもない「邪教禁止の解放と共に一時に潮の決するが如く外教が侵入して来る。それに對して我は如何なる策を取つたら善いか」と云ふ此大問題で「それには一の教法を立てて、外來の教法に對するには同じく我教法を以てする事、猶彼の兵に對するに我兵を以てし、彼の學術に對するに我學術を以てするが如くなるべし」と云ふまでは誰も異存はなかつたが、實地に教法を立てるの一段に至つて「我彼に劣つてならぬ。彼には造物主、天帝が最上位にある。我には天御中主神及び高皇產靈神、神皇產靈神がある。彼に會堂又は教

會がある。我に神社がある。我には祭禮はあるけれども日曜定日の説教はない。彼には毎日曜には上帝を拜するが、我には天御中主神を祭つた神社さへもない。」と云ふので、神道の最高神は天御中主神高皇產靈神、神皇產靈神であるから此三神を第一に祭り、次には皇祖天照皇大神を祭らねばならぬ。と評議は一決し、大教院の祭壇には此四柱の神靈を鎮祭した（當時は芝増上寺を以て大教院に充つ）。之と相前後して行はれた諸國の神社の祭神及び神體檢めにも此主張は影響したと見えて、明治の神社明細帳には造化三神が非常に多くなつて居る（神社の條及び明治神社誌料參照）。併し延喜式丈では天御中主神を祭つた神社は皆無と見られる位で、祝詞の文例もないのであるから、此四神を主神として拜しながら、猶衷心の不安は免れなかつたと見えて、神道各教派は其信仰する神を右の四柱に併せて、主神を五神若くは七神八神にすべしとの議論、

即ち所謂祭神論が持ち上ると其何れの説も有理なるが如き奇觀を呈した。就中出雲大社の大國主神を表名合祀すべしとの千家大教正の論は最も勢力があつて、從來の四神説の田中大教正一派と二年越に大衝突を惹起し、遂に神道大會議に訴へて之を決定すると迄進んだ。其時の神道副總裁岩下方平氏が副議長で愈々本問題になると、斯る問題に對して議論を闘はせ又多數に決すると云ふは恐れ多い。よろしく勅裁を仰いで其に對しては議論は言はぬ事にしたら』と云ふ説が出た。之は何時もながら臣民の皇室に對する至情で、殊に尊皇の原動力とも云ふべき神道家はさうあるべきではあるけれど、翻つて思へば、双方共に神學の論據に罅隙があつて、確乎不拔の自信を持ち得なかつたので、際どい土俵際迄行きながら、一回の會議討論もしないで勅裁云々となつた。元よりそれがよかつたので、議論した所で何の甲斐もなかつた。

であらう併し、一面から言ふと何れに決しても面倒と云ふ考が先に立つて、此會議を無意味のものにしてつたのは残念な事で、例令終局は勅裁を仰ぐにしても、二年間の宿題であるから數日の討論位はやつて置いて呉れたら、獨り當時の面々の面目許りでなく、大に神學の研究を奨め、後輩に幸した事であつたらうに、と當時の實際に關し吾々は遺憾に思ふ、記録によると

明治十四年二月二十三日神道事務局祭神并に總裁等左の通り仰出さる

- 一 宮中ニ被齋祭所ノ神靈遙拜奉仕可致事
- 一 一品幟仁親王總裁被仰付候事
- 一 議官岩下方平副總裁被仰出候事

今から考へると、此の仰出は頗るアツケないと言はぬばならぬ。今で

も神道各教會所では皆神殿齋殿を構へて祭儀を行つて居るに、此の御裁定では遙拜奉仕せよとの仰せ、當時如何なる事情が神道界にあつたか知らぬが、今日より見れば斯様な事になつたのは神道家全體の失態と云ふ事は免れまい。

之で大教院以來鎮祭して來た四柱即ち造化の首たる三神と天照皇大神を祭る事はやんで、天照皇大神、天神地祇八神、暨列皇之神靈を遙拜する事になつたから、千家大教正の希望は元より容れられず。之を峻拒した田中大教正の主張も亦挫かれて、造化の三神を主神と仰ぐ事は其の手から奪ひ去られた。今日から言へば、此の御裁定は最も神道の本色を發揮したもので恐れ入つた事であるが、當時田中大教正一派は其身伊勢神宮に奉侍する職にありながら、外教に對抗するの一念から不誠不知唯一絶對の神と云ふ思想を把持して、皇大神宮よりも先に天

祭神論の
兩將共に
全からず

御中主神を祭らんとしたので、言はば外教に眩迷した跡は免れない。

又、千家大教正の主張は元より間違はないけれども、大國主神を表名するなら、諾冉二尊も、素戔鳴尊や、月讀命、それから少彥名命、事代主神等悉く表名すべき理由が出るので、五神、七神、八神説を喚起する動機をも傍生した。之は畢竟大國主神の神格の然らしむる所と言はねばならぬ。而も千家氏に取つては此論争の極は家の名譽にかけても争はねばならぬやうになり、田中氏一派の民間から出た人材側では、『出雲大社が勢力を得るやうになつてはそれこそ天孫降臨以前の狀態を我精神界に再現するに均いから如此き陋習は極力打破しなければならぬ』と意氣込んだであらう。之が喧嘩兩成敗のやうな形で御裁定が下つたものであるから、以後双方共にピツタリ議論は止めなければ、千家大教正は其英俊なる才鋒を露はすには餘りに單調な神道界から段々足を拔

○ 其後の變遷。

いて政治界に向つて進み田中大教正の如きは個人としては何處迄も造化の神を主神とする信念を捨てなかつた」とさへ傳へられる位で、此祭神論の結果は神道界に一頓挫を與へたに相違ない。此二人者の外に神道界の立物であつた所の稻葉子爵や平山省齋氏の如きも此御勅裁以後主神を變更せねばならぬ苦境に陥つたと云ふ事は強ち想像のみではあるまい。此事あつてから四年も立たぬ間に神職教導職兼務を廢せられ、神道各派獨立して自由に教規を制定する事を許されたのが即ち其證明で、神道各派は之によつて復活の道を得、大國主神を主神と仰ぐものはそれも認可せられ、造化三神を主神と仰がんとするものはそれも認可せられて今日存在の各教派の基礎を確立した。

要するに、斯様な議論が持ち上り、又教法の根本に動搖があつたのは非常改革の際已を得ぬ事とは言へ、畢竟國學の先輩が國體及び國語國

○ 神典はあ
るが教典
がない。
教書は出
來たが神
學が出来
て居ない

文の方面には餘程進んで居つたにも係らず、神學の方面には未だ一定した確乎不拔な主張を持たなかつたのと、維新後一層の勢で寄せて來た學術及び宗教に對して自らの立脚地に惑ひを生じ、外教に劣らぬやうにしようとして左顧右眄した爲であつて、一言以て之を蔽へば、神典はあるが教典がない。論道書籍や、教書は出來たが神學がない爲の缺陷から起つた事と言はねばなるまい。

即ち、神々の行爲事蹟を傳へた古典神典はあるけれども、神格と神位とを説明する神學が發揮せられて居らぬ。神聖及び歷代天皇の御事蹟に依つて示さるゝ教範はあるけれども、神道の經書教典と云ふものは遂に出來なかつた。之に就いて、神學は今後益々發揮せられなければならぬと思ふが、經書教典は寧ろ無用なりと云ふ説に左袒する。たとへば、教育に關する勅語の如き大綱を示されたものさへあれば、之が

註解には天地間に有ゆるものを取り用るべきであつて、特に神道の經典を今更作する必要はない。作つて悪い事はないが唯事實を文章に表明するに過ぎまいと思ふ。

明治の大御代は所謂長足の進歩を遂げて、政事にも軍事にも教育にも百年の基礎を確立せられた事は獨り内國民ばかりでなく、外萬邦の齊しく認める所であらうが、幽玄微妙な深趣を藏する所の哲學宗教に對する斷案や、變幻動搖極まりなき活社會に對する宗教政策は未だ一定したものゝを與へられて居らぬ。商工業とか社會政策とか云ふ事は全く門外漢の吾々が喙を容るべきではないが、哲學や宗教と云ふ事に就いて考へると、物質的文明の吸收と調和とに急であつた明治時代の天皇陛下は如何に英明であらせられても、這の宏範な問題に對して悠々思索尋求を重ねさせらるゝ餘裕を有たせ給はなかつたと申す。

が至當ではあるまいか。又我神道に關して忌憚なく其所思を發表し給ふには時機尙早であらせられたかと恐察する。

明治の天皇陛下は永久に幽宮に隠れさせ給うて、再び英姿を拜すことは出来なくなつた。我々の竊に期待し奉つた此方面の御垂示も亦従つて空望に歸して了つた。そうして、明治時代の神道は遂に其真相を發揮し當然の地位を與へらるゝ事なくして、次の大御代に推し移る事となつた、以下神道の實質に就いて節を追うて略述する。

二 宇宙觀 高天原、中國、根國。

古事記の發端に、

天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神御產巢日神、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也。

次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時、如葦牙因萌騰之物而成神名。宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神。此二柱神、亦獨神成坐而隱身也。

上件五柱神者別天神。

次成神名、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦獨神成坐而隱身也。

次成神名、宇比遲邇神、次妹須比智遲神、次角杵神、次妹活杵神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、次淤母陀琉神、次妹阿夜訶志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神。

上件自國常立神以下伊邪那美神以前、并稱神世七代。上二柱獨神各云一代、次雙十

柱各合二神云一代也。

とあるに對して、日本書紀の方では(上略)

開闢之初、洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生一物、狀如

葦牙、便化為神、號國常立尊、次國狹槌尊、次豐樹淳尊、凡三神矣。

次有神、溼土養尊、沙土煮尊、次有神、大戸之道尊、大苦邊尊、次有神、面足尊、惶根尊、次有神、伊弉諾尊、伊弉冉尊、凡八神矣。自國常立尊迄伊弉諾尊、伊弉冊尊、是謂神世七代者矣。

とあつて、古事記の五柱の別天神の事は、「一書曰」として列擧する別傳の中に掲げてある丈で、其他に

一書曰天地混成之時、始有神人焉、號可美葦牙彥舅尊、次國底立尊。

一書曰天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係、其中生一物如葦牙之初生、溼中也、便化為人、號國常立尊。

のやうな別傳を掲げ、何となく、神人若くは人としての國初の神々を彷彿せしめて居る。勿論此書方は漢風に書かうと力めた著書の用意で古傳の本色を幾分か矯めて居ることは、先哲の論じ盡して居る所であ

神人説。

るが、今日尙書紀の此本文に拘泥して、古典の神々を悉く人として説かうとする歴史の見解の絶えないのは至極残念な事と言はねばならぬ。漢風に書いた日本書紀でも古事記にある傳は「一書曰」として殆ど凡てを載録した著書の用意に留意したら其迷はない筈である。

高天原。

さて、高天原は大空、即ち天であつて地より仰いで言ふ場合の用語、地のまだ出来ない前即ち天地初發之時に高天原と云ふは當らぬ事であるけれども、之は地の出來人も出來て後に書いたものであるから、高の字を冠して書いたのだと云ふ先哲の説は今も動かぬ定説である。高天原を地上の事に説かうとする歴史の見解は、大和民族發展の跡を探らうとする假説としては面白いけれども、古傳の本色では決してない。神も猶ほ人の如くに書き顯はして居る日本書紀の著者と雖、高天原は天上の事と信じたに相違ない。何となれば高天原が天上である事は

造化三神
は一神。

フ

ツイ近頃迄國民の全體が信じた事で、昔の二三の學者及び今でも進化論を固執する一派の人の外は皆爾く信するか若くは信じようと力めて居る程であるから、進化論などの起らない以前に高天原を地上の事と解する人は新井白石位で外には殆ど無かつたのは當然である。

此高天原に、最初に成りませる神は、天之御中主神、高御産巢日神、神御産巢日神で、此三神は一神が過ぎ去つて後に他の一神が顯はるゝと云ふやうな逐次出顯の神でない、即ち次にの文字は而てとか及びとか云ふ意である事も先哲の説の一致する所で、且つ此三神は全く幽冥にましまして御形を顯はされた事はない。即ち氣化の神、造化の元氣、であつて神人ではない。又功了り業成つて一所に退隱し給ふ事、伊邪那岐神、伊邪那美神や大國主神の如き事はない。そうして此三神は實は一神で、其神徳が大凡三様である所から、かく三つの名を以て稱へ奉るの

で、天之御中主神と云ふは其徳天地の中を執り造化の元氣として天地一切のものを生み出し給ふ根源である。高皇産靈神と云ふは、就中其徳の高く表はれて、人の目にも見ゆる方面の徳を稱へ、神皇産靈神と云ふは同じく神徳の微妙にして目に見えぬ方面を指して云ふのである。之も先輩に其説の一定して居る事で、ムスハは生産又は蒸生の意、ビはカビのビ、クシビのビと同じく不可思議靈妙の神の意である。次に成りませる神は宇麻志阿斯訶備比古遲神、之は天地が割れ初めて太陽地球、月等の形をなさんとする萌の見えかけた時に出現したまへる神で、宇麻志は甘し、美し、巧い、など云ふ意の接頭語。葦牙と云ふは葦の芽の角ぐむ状に譬へた迄である。全體今でも詩文などで、野の景色の生々とした状を形容するは葦の若葉をよく用ゐる様に、昔も山野沼澤の麗はしく美しい状を形容するには葦を以てした。彼の葦原之中國と云ふ

葦原中國
神。

葦原中國

天之常立
神。

別天神。

のも畢竟此の意味で、葦で取國んだ國と云ふ様な理窟臭い意味ではない。此神の時は天地の間に太陽諸星の萌が見え初めたから、葦牙と稱へたのである。次に天之常立神、此神は天之底立尊とも言うてトコとソコとは通音である。即ち天の根軸の神の意で、此神は國之常立神と相對してあるから、此所では天は地に對するの天の意で、天地を總括した宇宙とか大空とかの意ではなく、寧ろ太陽を主として指すのである。即ち國之常立神に依つて、地球の根軸が保たれる如く、此神に依つて太陽形成の根軸が出来たのである。以上五神は天神の中にも純天の神であるから、別天神と稱へたのである。

次に國之常立神、之は天之常立神と相對に考へればよく分る。此地球形成の根軸の神である。次に豊雲野神、豊は稱讚の意の接頭語で、クモヌは書紀の一書にはクミヌ、クニヌシ、などもあつて、豊國主神、豊組

以上氣化の神。

形化の十神。

野神とも書かれてあるが、物の集り凝る意で、即ち、天地(主として太陽と地球及び月を指す)の素質が凝り固る意を以て名付けられたので、ツマリ造化の神の主なる一柱である。之迄凡て七神。造化の首たる三神の徳を承けたる葦牙彦舅神によつて萌を含み、太陽、地球等の根軸漸くなつて爰に凝固の大運動が始まる事を窺ひ知られるので、此等の神は皆隠身で嘗て御形を顯はされない。即ち氣化の神である。

其次に、宇比地邇神、姝須比智邇神以下耦生の十柱の神がある。之は、隠身と云うてないのと、男女耦び生れて而も未だ婚嫁の道の行はれない所を見ると、此五代の期間は、譬へば、人間を始め凡て動植物が胎兒若くは胚子から段々發育して成熟期に達する迄の間の事、先輩の註釋も、「ウヒヂ」は「浮き泥」、「スヒヂ」は「沙泥」ニは親愛の意の添辭と云ふ事に大抵一致し、角杵は「角芽ぐみ」、活杵は「活芽ぐみ」で共に泥土の凝固するの意、「オ

ホトノヂ」「オホトノベ」は「大處の男」「大處の女」で、處は地處の意、即ち日月地球等の場所の定まる意、ヂは男、ベはメと通音で共に尊稱、次の「オモダル」は「面足る」で、諸星の形貌の足り整ふ意、「アヤカシユネ」の「アヤ」は驚嘆の發語、「カシユ」は此等諸神の神功に依つて形貌足り整ひ之を望めば喜び畏み敬はるゝ意で、ツマリ天地の大様が出来上つた時の神の意、ネは男女何にも附する稱。そこで、天地も動植物の發育と同じく生熟期に達したので、其時に出顯し給ふ伊邪那岐神、誘ひ男神、伊邪那美神、誘ひ女神の二神が以上諸々の天神の意を承けて、今迄大様出来上つた天地に、對して更に大成の全功を擧げらるゝ。此二神より前の八神は隠身ではなはいけれど、さりとて之と云ふ御形も御功業も顯はれて居ない。言は、那岐、那美二神の御身及び宮處の出来初めから段々に足り整ふ迄の別別の御名かとも思はれる位で、たとへ、八神に分れても十神に分れても、

天沼矛。

畢意元の一神の作用として斯く現はれましくた事は疑いない。それから、二神が天沼矛を携へて天浮橋に立つて燻^{かき}充ちたる朝霧の中を探り給ふと、其矛の先の滴が落ちて嶋となつた。其嶋に下り立ちて夫婦の道をはじめ、國を生み嶋を生み、山川草木の神其他多の神を生み、生みの彌^ひはてに三柱の貴子^{うきこ}を得給ひしことは、人のよく知る所である。其傳に就いては、古事記と日本書紀其他と幾らか趣を異にして居るけれども、先づ此日本國を生み給ひ、其日本國で日の神月の神其他多くの神を御生みになつた事は一致して居る。そこで、我古典を難する者又は歴史の見解を持する者は、是れは日本丈の神であつて世界を創造したる神でなく、又日月が日本の國から出る道理はないと云ふ様な批評の下に日の神月の神を非認して單に皇祖としようとする。けれども、此二神の所生の國々は舊日本に限つた譯でない明證は、大八洲と

大八洲。

云ふ語は八と限つた意でなく澤山と云ふ意であつたのを、人皇の世になつて我民族が次第に萎靡不振で大陸から全く絶縁した頃に大陸に關する傳説が失せ、古傳が頗る變つて了まつて、八洲とは某々何々の八嶋だと云ふやうに縮まつて了まつた。即ち古意の多くを傳へて居る祝詞などには、嶋の八十嶋、國の八十國と云うてあつて、單に八個の嶋に限つたのでない事が明である。天皇を尊んで「現つ御神と大八洲國所知し召す」と云つたのを舊日本の八嶋と丈に解釋したのは少くとも朝鮮半嶋を放棄した時代の萎縮せる頭腦から出た事で、決して神代の思想ではない。此所等は古事記日本書紀等を讀むにも眉に唾して掛らねばならぬ點である。今の古典なるものは、皆朝鮮半嶋や琉球や蝦夷(北海道)其他北方の國々を放棄した後の時代に出來たものであるから、斯様な誤りがある。併し、其萎靡した時ながらも淡路、四國、九州、壹岐、對

三貴子。

馬、隱岐、佐渡、本州、此八嶋を先つ[◎]生みませるに、よりて大八嶋國と云ふ」と言つてある所に幾分か神代の面影を残して、まだ、澤山の大陸等を御生になつた傳説のあつた事を想像せしめて居る。それから、山川草木禽獸火水金土風雷雨等の神、竈の神、井の神と云つた様に凡ての神を生み給ふ事には論はないが、天照大御神、月讀命、須佐之男命、此三貴子を御生になつた事に就いては古來議論があり、今日は殊に入釜敷い點になつて居るが、古事記を取つて見ると、其序文には

乾坤初分^{ル、トキ}參神作造化之首陰陽斯開^{ケテ}。二靈爲群品之祖。所以出入幽顯、日月彰於洗目。浮沈海水神祇呈於滌身。

と云つて伊邪那岐神が小門阿波岐原の海水に禊して、左の御目を洗ひ玉ひし時に成りませる神が天照大御神、右の御目を洗ひ給ふ時になりませる神が月讀命、御鼻を洗ひ給ふ時になりませる神が建速須佐之男

命、此三貴子を得給へる事を掲げてある。序文には多少文飾もあらうが、日球月界が伊邪那岐神の御禊によつて現はれたやうに見え、本文の方では日の神[◎]月の神[◎]を得給うたやうに書いてある。之は、前段に述べたやうに、二神の時既に太陽も月も出来て居たと云へば言ふものの之が主宰の神がないから眞の日月をなさなかつたのが、日の神、月の神の出顯によつて始めて、日月も整うたのであるから、序文には『日月目を洗ふる彰はる』と書いたので、一寸も衝突はない。

所が、日本書紀の方では『伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰。吾已生大八州國及山川草木。何不生天下之主者歟。於是共生日神、號大日靈尊。此子光華明彩照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠。故以天柱。舉於天上也。次生月神（一書日月弓尊月夜見尊月讀尊）。

日の本つ
國。

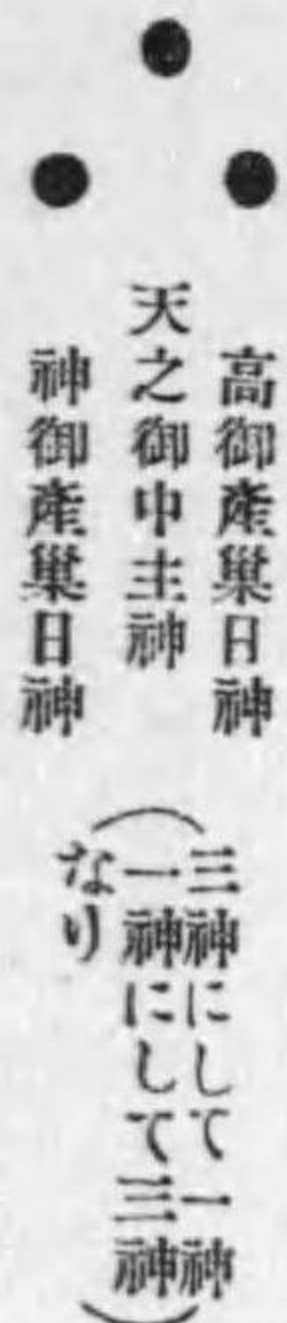
日出國。

日月地球
即ち天地
泉三大の
形成説。

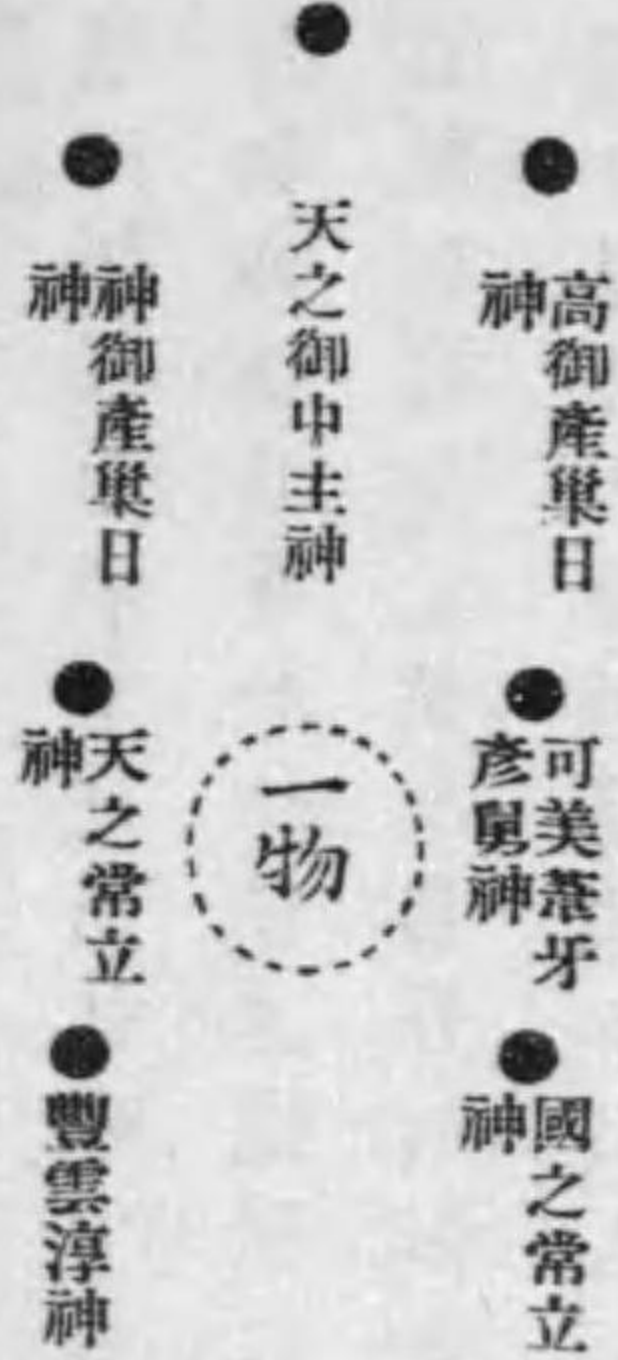
其光亞日。可次配日而治。故亦送之于天」とあつて大體古事記と一致して居るが論者は天下之主者の五字に拘泥して、地上の君主と見奉らうとする。其謬見である事は下文を見れば直ちに分る通り、日月の神は我國の小門の阿波岐原に先づ出顯ましゝて、それから天上に上つて日月を所知召されたからして、我國を日の本つ國と云ふのである。日本とは日の直下と云ふ意ではない。日の直下ならば赤道の附近と云ふ事になる。日出國と云ふも唯極東と云ふ丈ではなく、日神出現の國の意である。今日東帝國と云ふ語が流行するが、日東では日の本の眞意は十分に顯はれない。日神出現の國即ち日本國であるが故に此國には日神の御子が君臨しますのである。之より先、伊弉冉尊は火の神を生むに依つて神去りまして黄泉の國に入られた。當時は、黄泉國なる月と地球と及び、地球と太陽とは各々

接續して居つて、地球と太陽との間は天之御柱を以て、地球と月との間は黄泉津平坂を以て互に往來する事が出来たが、伊弉諾尊が黄泉國に其妻神を尋ねて行かれて、其醜穢に驚いて逃げ歸つて交通を絶ち、日月二神出現し給うて各々其分治が定まると共に此交通路は絶え、接續は切れたと見えて、天孫降臨の時も、天之御柱ではなくて天之浮橋(即ち雲路)によられて居る。當時の有様を想像して作つた圖がある。此書籍の白紙を高天原(大空)と見て、隱身の神丈は黒點を以て示す。

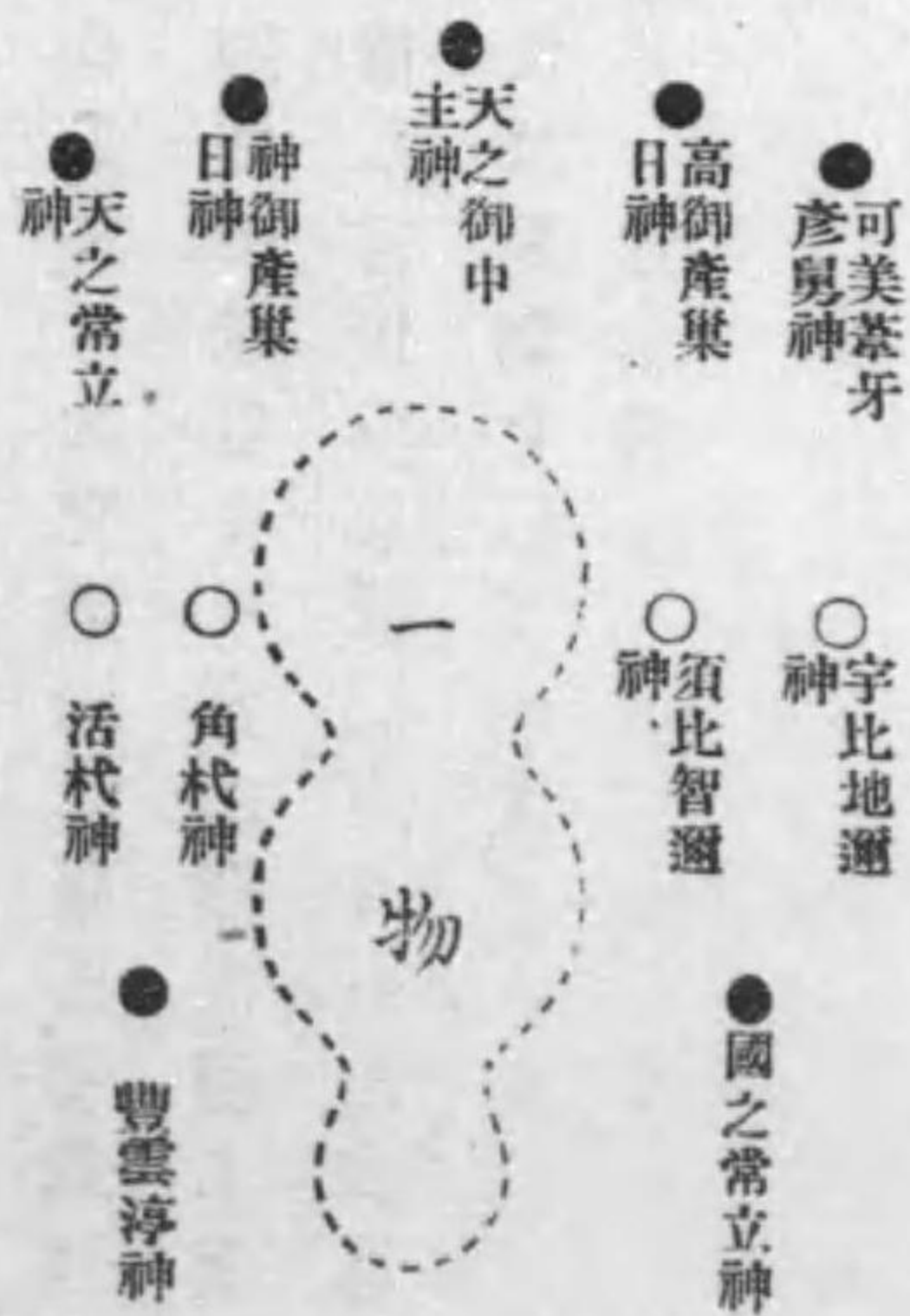
第一圖



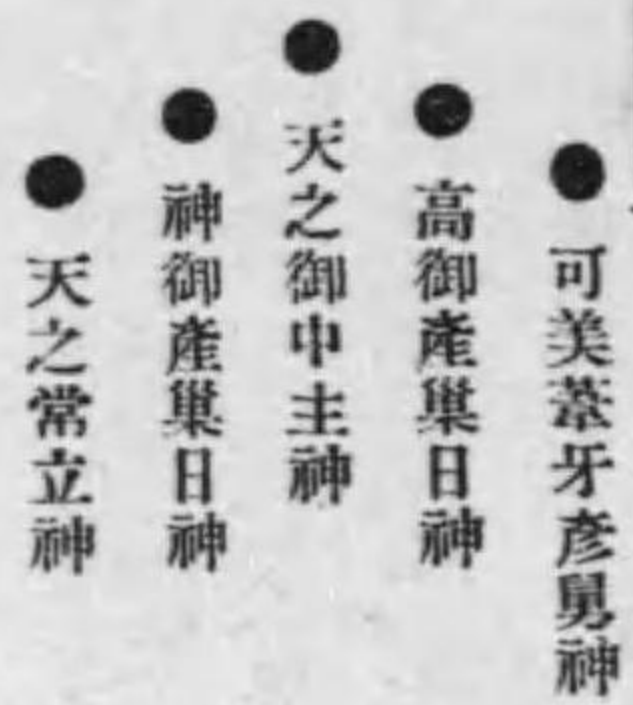
第二圖



第三圖



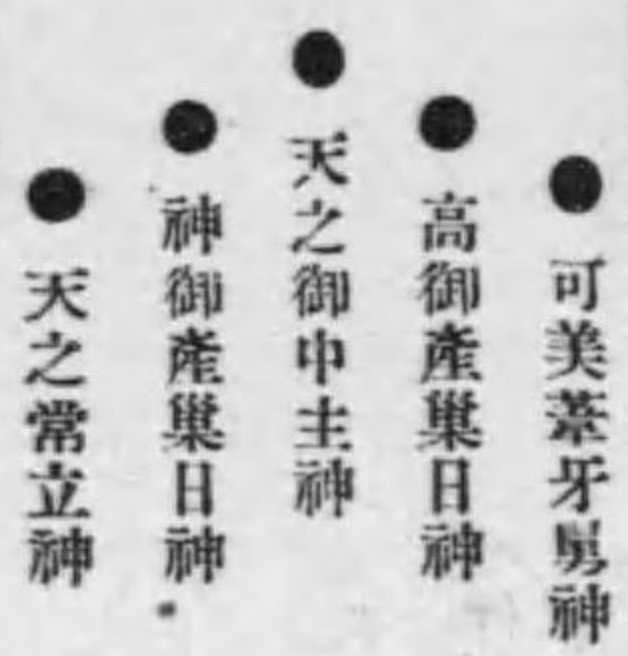
第四圖



- 宇比地邇神
- 須比智邇神
- 角杵神
- 活杵神
- 意富斗能地神
- 大斗乃辨神
- 游母陀琉神
- 阿夜訶志古泥神
- 豐雲淳神
- 國之常立神

注意
諸神の位置は
定處あるにあ
らず只漫然列
擧せるのみ以
下同之

第五圖



- 可美葦牙彦舅神
- 高御産巢日神
- 天之御中主神
- 神御産巢日神
- 天之常立神
- 宇比地邇神
- 須比智邇神
- 角杵神
- 活杵神
- 意富斗能地神
- 大斗乃辨神
- 游母陀琉神
- 阿夜訶志古泥神
- 豐雲淳神
- 伊邪那岐神
- 伊邪那美神

第六圖



注意
星は一個に限
らぬ筈なれど
も古典でも明
證なき故只一
のみ擧ぐ

第七圖



星神。

凡そ上述の如き段取で、茫々たる大空の高天原の中に太陽と地球と月とが出来た。そうして、地球から見るとは日月星共に天に懸つて居るから、此等のある所丈を地に對して高天原と呼ぶ事にもなつた。就中、日は高天の中軸であるから、高天原とか天とか云へば直に太陽の事にもなつたのである。其外の諸星に就いては、我古典は何等の説明をも與へて居ない。唯、星の神、星之加賀世男又は天津甕星は悪神として天孫降臨に際して、武神、建甕槌神の討伐を受けた事があるが、而も反抗した事も戦のあつた事も書いてはない。又星は日月の出現によつて光を失うから太古に於ては頗る輕視せられ、日神又は其威光によつて討滅せられる悪しき神と見られたのであらう。要するに、諸星は月程の關係をも地球に及ぼして居らぬから、自然注意を與へられて居らぬのか。或は傳の失はれたものであらう。併し、今日地球と同様に我太

陽に隸屬して居ると知らるゝ諸遊星でも地球との關係は微々たるもので従つてよく知られない位であるから、古典に之がないとて何の不都合もない。又我太陽系以外に更に種々な太陽系があると云ふ學說もあるけれども、果してそれがあるならば、それ等は又、天之御中主神以下諸天神の活はたきの他の方面に向つた表現に相違ない。つまり、此地球との關係が益々遠いから我古典には説明せられて居らぬので、之が爲に古典の價値を云々するのは輕卒であらう。今から益々知識の進歩するに連れてどんな事が發見せられて古典の價値を新に生ずるかも分らぬ。吾々はまアかう考へて置く。

高天原の次には、黄泉國に就いて言ふが順序である。天之常立神が天(日)の根軸で、國之常立神が地の根軸の神であるならば、其次の豊雲淳神が月即ち黄泉の根軸たる神であつたら説明には至極好都合である

黄泉の神

月の徳は
水。

けれども、どうもまだ確信を得る事が出来ぬ(平田篤胤翁は國之常立神も豊雲淳神も共に黄泉の神として居るけれども如何かと思はれる)。伊邪那美神が始めて黄泉國に入り給ひし時に、既に黄泉津大神があり黄泉津醜女があつた事は古事記日本書紀の一致する所であるから、黄泉津大神のあつた事は疑ひない。若し日本書紀の三貴子出生の條を正しいとすれば伊邪那美神の神避りは月讀命の月界入國の後となるから、黄泉津大神は月讀命の事になる。併し、月の徳は水であつて物體を凝結固成せしめる點から考へると、豊雲淳の名は月に相當するとも考へられる。かく言ふと此點は曖昧至極に聞えるけれども、説明が曖昧なとて直ちに古典を輕んずる事なくして後の研究を待つべきである。何れにしても、黄泉國には黄泉津大神があつて其基礎をなし、更に那岐那美二神の經營を受け、月讀命の主宰となつて初めて月光を發す

るに至つたので、之と前後して伊邪那美神も月界の神となられた。古典には伊邪那美神の入り給ひし所を黄泉國、根國、根之堅洲國と書いてあるが、之は皆同じ所を指したので、前述の圖で見ると、月界は地球の根の方に當る所に位して居るから根の國と云ひ、底の方にあるから底の國とも云つた。皆日に對して言ふ語である。而して、之に往來するには、我出雲と伯耆との境なる黄泉津平坂から海中に潜つて、それから地殻の中を突き抜けて行つたものと傳へてあるが、地球との接續が切れてから後の諸神の往來の道筋は傳はつて居ないから分らぬ。黄泉とか底國とかは文字にも疑義はないが、『根國』とある時は古典の中でも、或は朝鮮滿洲地方か近くは出雲と解すべき個所がある、それは主として素戔嗚尊の御事蹟に關する個所で、此神は天上から追放せられて此の國根堅洲國に行くといふ稱しながら、出雲地方に留まり、又新羅から滿洲

根の國。

方面を經營せられたので自然該方面を根國と言ふ様になつたのであるが、一面には、日本は日の本で、外國は日光を受ける事も薄い闇い國だ闇の國即ち夜見泉だ根國だと云ふ様な排外的偏狭な思想と結び付いて、自然外國を以て根國とし常世國(常夜、即ち眞闇)とも卑めたので、領土狹縮時代の後世の思想から出來た事ではあるが根の國を外國と見る事は歴史的解釋に必要である。

中つ國。

次に、中つ國、之は豊葦原瑞穗國、葦原の中國と云うてあるのと同じで、瑞穗國を以て我舊日本の八嶋丈に限るのは神國を以て同じく八嶋に限るのと同じ趣意で、日神出現の國即ち日本と云ふ美國の意味に用ゐるは元より然るべきではあるが、其語義を單に稻のよく出來る意のみに解するのが極めて舊思想の狭い考へであるが如く、又其廣さを唯大八嶋と限るのは當を得て居ない。かう言ふと、直ちに帝國主義とか侵

略主義とかを謳歌して、日本の眞意を諸外國に迄誤解せしめる不所存者と見らるゝかも知らぬが、古典の眞意は決して今の日本内地に限つてはない。開闢の昔、此世界を唯一つと見て附けられた國名の解釋や天孫降臨の際の神勅の解釋に、今日列國の群立して居る時代の形勢を以てし、彼の神勅を直ちに今の列國の上に加へ様などと考へるのが抑もの誤りで、之は全く別種の研究題目であるから、爰には、只、古典の瑞穂國とか中つ國とか云ふのは今の日本内地に限つたのではなく、日月に對して此國を指したのちやと云ふ事を主張せんとするのである。何となれば、延喜式の鎮火祭の祝詞に伊邪那美命が伊邪那岐命に向つて宣給ふ詞として

上つ國。
下つ國。

吾名^{あがな}妹^{せの}命^{のみこと}は上つ國を所知^しめすべし、吾^{わが}は下つ國を所知^しむと申して、石^{いし}隠^{かく}り給ひて與^よ美^み津^つ枚^ま坂^{さか}に至り坐て云々

の數語がある。此上つ國とあるは天の事で、下つ國は月の世界である。日本書紀の伊邪那岐命の神功了はつて永く隠れ給ふ條に

伊弉諾尊神功既至。德亦大矣。於是登天報命。仍留宅於日之少宮矣。

日の若言

とあつて、日之若宮は太陽の別宮と云ふやうな意でなく、日は日々に若若として東天に現はれる即ち日に新に日に新なるものであるから日之若宮と云つたので、神社でも若宮八幡など稱するは元來新に出來た八幡宮の意で、八幡宮の御子神即ち仁德天皇とするは第二義である。天皇に對して皇子を若宮と申上るも同様、新宮の意で直ちに太陽を指すのであるから、伊邪那岐命は功業了ると共に昇天して日球に御鎮まりになつた。之と先の鎮火祭の祝詞を合せ考へて、上つ國下つ國を對照すると中つ國の意義自ら明かだ我地球を差して中つ國と言つた事が了解せられる。それで我古典は單に極東の一國たる日本に對する

古傳説でなくして、世界に對する古傳説を記載したものでちやと云ふ事を考へねばならぬ。

而て、太陽には天照大御神が主宰神と坐して此天地を支配し給ひ、地には初め素戔鳴尊を降されたけれども、根國に行かん事を欲して兩者の間に往來して神意一ならず行跡も亦亂暴な事が多かつたから、其御子たる大國主神の國土經營の功中々に大きかつたにも係らず、日本の國には日の神の皇統永く帝たるべしとの御趣意によつて、天孫降臨ましく、て萬世一系の皇統が確立した次第である。又月には月讀命が永く主宰神として鎮りまして、天照大御神の主宰下にあつて分治の功を輔けて居らるゝ。尙、太陽には伊邪那岐大神が隠れ鎮り給ひ、月には伊邪那美大神があらせられ、地球には天孫の背後に大國主神が隠れ鎮りまして、各神業を助け給ふ事を記憶しなければならぬ。そうして

不思議な事には、女神たる天照大御神の許には男神たる伊邪那岐神があり、男神たる月讀命の側には女神たる伊邪那美神がある。太陽は言はゞ火徳にして男性、太陰は水徳にして女性、と云ふ事が諸外國の古傳の通例であるのに我古典はそうでないのはどう云ふものか。之もまだ何とも思ひ得ない。今後の研究の好題目である。

尙先哲は、天之御中主神以下の別天神の神座を太陽とし或は北斗星としたけれども、太陽と云ふ事はまだしも、北斗星と云ふ事は我古典には明證がない。隱身無形の神であるから其神座も分らず神業も多くは顯はれない。只天上に大事のある時、たとへば天岩戸隱のやうな事のある時、地上では神武天皇の創業と云ふやうな時、丈に高御産巢日神の神徳が顯はれ、又折々神産巢日神の事蹟も顯はれて居る丈であるから、圖に現はすなら、高御産巢日神、神御産巢日神の二神丈は太陽の中に

記入してもよいかも知れぬ。其外の隱身の神は天地鑄造の功の外には神業の顯はれた事はない。

三 神 觀

(イ) 神の性

延喜式に載つて居る我國最古の祝詞文は

高天原爾神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命以天

と云ふ語を以て始まつて居る。此カムロギ、カムロミの語は皇親たる神々を指すのであるから意味が洪い。他の場合には、素戔嗚尊や少彥名命を指した事もある(加夫呂岐熊野大神と云へば素尊の事である)位で、御親の事であるから、カムロギは父、カムロミは母と云ふ意だと凡ての先哲は註解し、高天原に坐す父母と云ふは、多くの場合、高皇產靈神、神

神產靈神を指す事になつて居る。そこで、二神を男女の神と考へた先哲もあるけれども、男女とか陰陽とかの神でない事は、前節に述べた通りで、造化の元首たる隱身の神に男女と云ふやうな現形のある筈はない。只人間の常性から考へて、天地の初りは矢張男女兩性の神によると云ふので、天地間の凡ての物及び神を生み給うたのは、諾冉二神であるが、其又親神は產靈ウツルミの神ぢや、との考から、此產靈ウツルミの二神をも諾冉二神と同様な敬語を以て稱へ、又何かなしに天神をも此敬語を以て稱へたので、之を以て直に神性を律する事は出來ぬ。併し高皇產靈神は主として顯事アハレコトたとへば政事外交戦争と云ふ方面に神徳があり、神皇產靈神は幽事カクコトたとへば鎮魂治病と云ふ方面に神徳がある所を見ると、おのづから男性的女性的の差は見えるけれども、之は寧ろ荒魂和魂の思想を以て解すべきである。其他、葦牙彥舅神は彥舅と云へば男稱であるけ

れども、果して男性であるか否か少しも傳がない。天之常立尊、國之常立尊の立はツチ、チ、と音通であるから、之も男性と見るべきであるけれども同じく隱身且つ獨神であるから何れとも決し難い。豊雲淳神も淳を主とすれば天之御中主神の主と同じく之も薩張り分らぬ。蓋し、之等の神々を性を以て區別する事は不可能であるから、先づ中性と考へるが至當であらうけれども、我國の文法に性の觀念がない如くに、天地創造の神の上にも性の區別は頗る不明瞭で、諾冉二神の所生の主なる神でも一の神名丈では男性女性の區別の識別のつかぬのが大分澤山にある。

たとへば、天照大御神と云つた丈では男女何とも分らぬが、素戔嗚尊を此神から呼ぶ時に吾那勢命なせのみことと言つて婦人の用語を以てせられ、素尊が自身を紹介する時天照大御神の伊呂勢いろせ同母兄弟と宣給うたのによ

つて、始めて女性たる事が分る位であるから、後世、天照大神の男性論の出たのも無理からぬ所がある。大御神の別名、大日靈尊と云へば女性のやうであるけれども靈たまはモチの約音で主宰の意だと先哲は註して居るから、之では男女何れかは分らぬ唯靈たまの漢字が女らしいのと、今一の御別名、天疎向津姬命と云ふによつて始めて、女性たる事が確められる。

月讀命や大山津見神でも同様で、月夜見は月夜持モチの約、大山津見は大山持モチの約だと云ふから、女神らしくても女神ではなく、月讀命は須佐之男尊と異名同神ではないかと思はれる點、素戔嗚尊が大宜津比賣神を斬り給ひし傳と全く同じ傳が月讀命にもあり、素尊は又屢、月界に往來し給ふと云ふ條のあるに依つて類推するのと、萬葉集などに月讀男とあるので其男性たる事を知るのである。

天一柱と
天一根。

諾冉二神の最初の御子水蛭子、淡島は露骨に言はゞ不具者であるし、又此二子出生の傳説は一種の教訓を含ませた假托談であるから性も分らないと云へばそれ迄であるが、次の淡路島を穗之狹別と云ふを始めとして土佐國を建依別、筑紫國を白日別、豊國を豊日別と云ふ類は、別は後世皇子に附けた語だと云ふ事を知つて始めて其男性なる事を知るに過ぎぬ。姫島を天一根と云ふのに比べると、伊岐島を天一柱と云ふは男性らしく見えるが、兩兒島の天雨屋は何れか知らず。佐渡島は神名も傳つて居ない。之等は上代迄は或は分つて居たのであらうけれども今日では一寸知りやうがない。之も研究を待つべきである。上代の皇女には何々女王と書かないで單に何々王と書いた例がある。延喜式の神名帳伊豆國の中には、物忌奈命神社、伊波例命神社、優波夷命神社、久良惠命神社、加彌命神社など祭神名を社號にしたものに男女何

れか全く別らぬのが随分ある。之等も悉く神代の神ばかりではないに相違ない。今日でも馨とか實とか云ふ名は男女に共通に用ゐられ、女性的な名が男子につき、男性的の名が女子につく事を思へば、神性研究は頗る興味ある題目であらう。

(ロ) 神の姿

神は所謂神變不思議なものであるならば、顯身の神としても、人間の如き濁つた重い肉體をば決して持たれないに相違ない。其御形姿を神體と稱へると神社の神體神實とまがう嫌があるから此所には神の姿と呼ぶ。

神の姿は前述の神の性に依つて先づ判断が出来ることが、總稱して言うると我國の神には決して異形の神はない。猿田彦神は今日巨人の如き神像を作られ殊に其鼻の突出したのを特徴として居るけれども古典

オカメと
鼻高。

には何の徴證もない。之に對する宇受賣神はオカメの面相になつて居るけれども、之も何等の出所を發見しない。宇受賣は怖女で、男子も恐るゝ程の威力の神の意と古事記傳には説いてあるが、ウズはウズの音轉で矢張り美麗閑雅の意ではあるまいか。何れにしても巴、板額と云ふ意はあつても醜女の意は更にない。巴も板額も美人であつたと云ふ説さへあるではないか。

か、芋の實の皮の船に乗つて波の穂の上からやつて來られた小彦名神は、羽蟻の羽のやうな物を衣服に着て居られたと云ふから、餘程小さい神であつたに相違ないが、それでも五體に不整はなかつたかして不具とは書いてない。之に對する大國主神は大兵肥滿の艶福家で大黒様のやうに聞えるけれども、古典を讀んではそんな聯想は少しもない。寧ろ威儀端然として骨格も逞しい大丈夫であつたやうに考へら

少彦名神
と大國主
神の姿。

天照大御
神の姿。

れる。神として稍、滑稽的なのは谷蟻(ひきがへる)が大國主神の側で物を言ひ、案山子(かざし)がよく少彦名命を知つて居て其御名を言つたと云ふ類であるが、之等は自菟が物を言つたと同じく、必しも神として見るべき類ではない。又神が或期間内だけ案山子(かざし)になつたとか、犬になつたとか、龍になつたとか言ふ類と同様には見られぬ。

神の姿はかやうにして凡て人間と同じ様であるが、就中最も崇高で端正で玲瓏玉の如き聯想を畫かしむるものは天照大御神の御容姿である。之は古典をよめば誰でも直ちに感ずる事であるが、古典には此大神を書き現はすに氣高いとか美しいとか云ふ形容詞を用ゐてはない。唯前節に掲げた光華明彩照徹于六合云々の諾冉二尊の評語と、素戔鳴尊の昇來給ふのを待受け給ふ態度を記述する文に

於是速須佐之男命の言し給はく、然らば天照大御神に請して罷りな

んと申し玉ひて、乃ち、天に参る上ります時に山川悉に動み國土皆震りき。爾に天照大御神聞驚かして我那勢命の上り來ます由は必ず善しき心ならず。我國を奪はんと欲すにこそと語り玉ひて、即ち御髪を解き御美豆羅(鬢)に纏かして左右の御美豆羅にも御鬘にも左右の御手にも各八尺の勾璫の五百津の美須麻流(統)の珠を纏き持たして背には千入の鞆を負ひ五百入の鞆を附け又嚴の竹柄を取り佩ばして弓腹振立て、堅庭は向股に踏みなづみ、沫雪如す、蹶散らかして嚴の男誥踏み誥びて待問ひ給はく何故上來ませると問ひ給ひき之に對して素戔嗚尊が貳心なき事を誓はれて、其誓のしるしに御子を生まれた所が誓が間違ない事が分つたので素神が喜びの極却つて又亂暴を遊ばした。即ち、天照大御神の御田の畦を削り溝を埋め又天照大神が大嘗を召上る御殿に糞便を撒き散らされた。其時も

然かすれども天照大御神は咎めずて告はく、屎如すは酔ひて吐き散すところ、我那勢の命如此しつらめ、又田の畦離ち溝埋むるは地を惜しところ、我那勢の命が此しつらめ、と語直し給へども猶其惡しき態止まずて轉あり。天照大御神忌服屋に坐しまして神御衣を織らしめ給ふ時に、其服屋の頂を穿ちて、天の斑駒を逆刺に刺きて墮入る、時に、天の衣織女見驚きて梭に陰上を衝きて死せき。故於是天照大御神見畏みて天岩屋を閉て指し籠り坐しましき。爾ち高天原皆暗く葦原中國悉に闇し。此に因りて常夜ゆく。於是萬の神の聲は狭蠅なす皆わき、萬の妖悉に發りき。是を以て八百萬神天の安の河原に神集ひ集ひて云々

彼の會議の後、玉と鏡とを造り、それを捧げて八百萬神が天岩屋戸の前に打ち集うて天照大御神の御出現を請ひ、天宇受賣命が舞を奏すると

其面白さに高天原動りて八百萬神共に咲つた。そこで

天照大御神怪しと以爲して天岩屋戸を細目に開きて、内より告り玉へるは「吾が籠りますに因りて天原自らに闇く、葦原中國皆闇けんと思ふを、などて、天宇受賣は樂し、亦八百萬神諸々咲ふぞ」と宣り給ひき。爾ち天宇受賣「汝命にまさりて貴き神坐すが故に歡喜樂ぶぞ」と白しき。如此言す間に天兒屋根命、布刀玉命、其鏡を指し出で、天照大御神に示せ奉る時に、天照大御神愈、奇しと思ほして稍戸より出て臨坐す時に、其の隠り立てる、天手力男神其御手を取りて引き出しまつりき。

とあつて、岩戸隠りから御出現迄、少しも大御神の御容姿に就て記述した所はなく、全く讀者の想像に一任してあるから、大御神の神姿は如何様にも想像が出来る譯であるが、古來此神の神姿を繪にしたものは、皆

天照大神
型。

崇高にして端正な女神を畫いて、少しも人間から飛び離れたものを附け加へて居らぬ。即ち支那や印度の思想から來れば、龍とか象とか獅子とか種々に日の神の威嚴を添ふべき物は澤山ある譯だが、こゝには少しもそれがない。而も最高無上の女神の姿が國民の心裏に思ひ浮べられる所に神道思想の特質が遺憾なく發揮せられて居る。

天照大御神が已に此の通りであるから、皇孫邇々杵尊以下皇統を嗣いで君主と御立ちになつた方は男女の性こそ異なれ、凡て此型に倣まつて居て、其の御似寄の近い方が英明な天皇であらせられる。建國の基を開かせ玉うた神武天皇。朝鮮を征服せられたる應仁天皇。大化の改新を斷行せられたる天智天皇。平安奠都東夷平定の功を擧げ玉へる桓武天皇。近くは前古未曾有の大業を立てさせ玉へる明治天皇の如き皆此型に屬する神姿を備へさせ玉うた方々で、決して何の奇

素戔鳴神の姿。

趣をも凝らされた事はなく、怪異の形相を持たれたとの傳へはない。天照大御神の崇高閑雅端正な神姿に對して、魁偉傲巖な神姿を有たせられたかと考へらるゝは素戔鳴尊である。頭髮は蓬々として、絶えて梳ることなく、髯は垂るゝがまゝに胸下さきに至り、短褐よく膝を蔽ふにも足らず。毛脛露はに大刀長槍を携へて東西に暴れ廻はられたかと思像せられるが、此神とても英雄の情緒纏綿と云ふ趣があつて、粗暴の中にもやさしい所があるから、近頃の畫家葛飾北齋の筆（向島牛天神奉戴）にも、武勇譚中の勇者の様に畫かれて居る。其外、蘇民將來の傳説では、此神が蓑笠を着て雨にぬれそぼちつゝ人の門に立つて宿を請ふ所などがあつて、餘程柔和な點もあるから、純粹の暴惡神でなく、神姿も從つて唯惡體（いばむ）な恐しい鬼の様には想像せられない。

此神の型に近いのは、武甕槌神、建御名方神、長髓彦、熊襲梟帥、出雲梟帥

素戔鳴尊の型。

と云ふ所であらうが、長髓彦以下は似て非なる事勿論で、近頃の歴史的人物には此類が少ない。上杉謙信の亂暴で而も情義のある點が稍、似て居る。

惡魔。鬼。

諸外國の傳へには惡魔、天魔、鬼などがあるけれども、神道にはそれがない。伊邪那岐神が黃泉國から御歸り途に筑紫の日向の小門の阿波岐原で禊し給ふ時、其洗ひすゝがれたる穢れに成りませる神に八十禍津日神、大禍津日神があるが、此神は天照大御神の荒魂の神と云ふ傳があつて、本居宣長の玉鉾百首の中にも

よき事に禍事いつき禍事はよき事いつく世の中の道。

世の中は吉事禍事ゆきかはる中よぞ千々の事はなり出る。

理りの儘にもあらずて横様のよきも悪しきも神の心ぞ。

とあつて、善惡共に神の御心であり、又善も見方によつて惡となり、惡事

善と惡。

も見る人によつて善事となる事を説明してある。更に之と同意味で平易に説いてあるのは黒住教祖の論道書翰で、

何も彼も彼の誠一つに相極候間善惡共に御蔭と奉存候。御奉公も何を被成候とも日月の爲と思召し、善き事御座候はゞ日月と共に悦び、悪しき心を去り候へば、悪しき事ある時は又よき事の肥しと思召候へば、是も亦樂みに相成可申候。善惡共に天命々々と御定め自然を御待ち被遊候より外は無御座候

と云ふ様に善惡共に天命神慮としてある。之が即ち大禍津日神も天照大御神の御魂の一なる所以の説明で、神道には別に天魔惡魔と云ふものがない。佛教にも善惡一如正邪不二と云ふ如く、天照大御神の神徳の現はれ方によつて善とも惡ともなり、人の見方とり方によつて正とも邪ともなるのである。

善惡一如
正邪不二

神道の善惡觀は大要右の通りであるから、天魔惡魔の姿などは更に想像せられたる事はなく、大禍津日神の如きは殆ど名丈であつて事蹟すら傳はらない。唯、黄泉國の汚穢な狀が幾らか古典に現はれて居ると、大祓詞(延喜式祝詞)に天津罪國津罪と云ふのが數へてあるのにと依つて禍の如何なるものかを知るに過ぎないから、之を司る禍神が如何の神姿であるかは今後の深刻な想像に待つ外はない。

其他、諸冊二尊は、大抵崇高な上代の人物のやうに畫かれて居るけれども、時としては高砂の尉と姥とに擬せられる事があり、香取鹿島を初め多くの武勇神は武具に身を固めた騎士と現はれ、八幡宮や春日大明神は宏德慈悲の佛菩薩の様に想像せられたのは佛教習合の結果に外ならぬ。住吉大明神が何處か人麿に似たやうな朴訥の老翁(護良親王の間に艱難し給ふ時、春日、熊野、住吉等の諸神之を)になつて居るのは中世

高砂の尉
と姥。
騎士の型
菩薩型。
人丸型。

此神が和歌の神となられたからかと思はれる。

更に、最下位若しくは流儀違の神としては、貧乏神は頗る貧相で顔面容貌等も寒さうに肉も落ちた貧兒の如く畫かれ、疱瘡の神は眼鼻の形すら全からぬものが畫かれてあるけれども、此等は眞面目に考へべき事ではあるまい。

要するに我國の神の御姿は、之迄知られた所では、人間とさしたる變はない。之が果して當つて居るか否かは、よろしく神人交通の妙域に達して初めて確むべき事で爰に何程叙説するも無益である。唯、彼の幽顯一致、神人不二の事實は此神姿に關しても遺憾なく發揮せられて居る事、それから近頃は、神靈を、全く見るべからず、物言ふべからざる無形無聲の氣體かなぞの様に考へる傾向があるけれども、神道の實際は今日も矢張り太古の通りである。

貧乏神。
疱瘡神。

(ハ) 神靈の作用

三魂。

既に、神社の起源に於ても述べた通りに、神靈の作用は最も活潑で、唯一神の神魂が同時に數十百個所に活動すると云ふ丈でなく、地上至る所で人間の祭を同時に受けて其祈る所を聞かせられる。そうして、其神靈の作用を大別すると、荒魂、和魂、幸魂の三魂に歸するのであるが、此三魂の作用は神代の偉大なる神格に於てのみ顯はれて、其後人間の世に降つては一向に消息を聞かない。そこで、三魂の作用は後世の人にはなくなつたかと云ふと、決してさうではない。荒魂は勇、和魂は仁、幸魂は智であつて、之を今日の語で説明すれば、荒魂は意、和魂は情、幸魂は智であるから、今日と雖、其作用は人間に存して居る、唯如何なる大人物に對しても、昔の様に、其偉大に驚嘆して三魂を別々に認めると云ふ事をせなくなつた。今日も實際に澤山の例のある神靈顯現は皆此三魂

作用の何れかに相當する。たとへば、先年昭憲皇太后の御前に參じた坂本龍馬の御魂は、日露戦役の折の事であるから、必ず荒魂であつたと思はれる。又、世上に澤山例のある、病人の枕頭に顯はれたり、親族故舊を訪うたりする神靈は和魂の作用である。斯様な例は非常に多いから略するとして、今日此三魂に關して聞かなくなつたのは世人が神靈の作用の事を一部の學者に委して深く注意しなくなつたからであると私は信ずる。而して我等の祖先は此三魂の作用を表徴するに三種の神器を以てした。即ち鏡は幸魂、奇魂、劔は荒魂、璽は和魂である。

(二) 幽界と顯界。幽顯一致、神人不二。

世人は、幽界とか幽冥とか云ふと直に『彼の世』『來世』のやうに考へて、人の死んで行く遠い國を想像し、丸で人界と隔絶し、天の一方を見やるやうである。けれども、神道の幽界は決して、此世を離れては居

三種の神器は三魂の表徴。

顯界は即ち幽界。

らぬ。神は決して、現世から離れて天にのみ歸つて了つたり、黄泉國へ行切りになるのではなく、日の神天照大御神を初め、數多の天神も日界に坐しますと同時に此國にも降臨して祭祀を受け給ひ、黄泉國の神たる月讀命も伊邪那美命も黄泉國に鎮りますと共に此國の上に作用して居らせられる。即ち此天地は肉眼にては見えない所の諸天神の神靈が常に加護を加へられて居る。其神靈の作用を我肉眼を引き閉つて略した時が即ち幽界で、眼を開いて、其作用の實顯した點のみを見た時が顯界である。言葉をかへて言へば、天皇陛下を始め世界の人類は凡て顯界に事を執りつゝ、一面には幽界の諸神の作用を受けて幽事を行ひ、自らも亦幽界に飛躍しつゝあるのである。人間の靈能を或範圍に限つて了つて、『神ならぬ身の露知らず』など言ふのは神道の本體を得たものではない。唯、人の靈能にも等差があつて、低能な人にはそれ相應の

幽事しか通じないで、其内に歸幽して了ふから、人としての靈力を現はす事が少いのである。之に反して、靈力高く、よく幽冥の理に通ずる者程其事業も大きく、前途をも見、世態をも洞察して措置を誤らぬ。『籌略神の如し』とか『神仙に近い』とか評せられる人はよく幽界に通じた者の事である。大國主神が天孫に國譲りせられた時に、

大國主神の治幽。

吾所治顯露事者皇孫當治。吾將退治幽事。

と答へ給うたのも、神避まして黄泉國などに行き、其處で亡者の來るのを待つてそれ等の者を治めようとの意ではなく、天孫の後に隠れて心靈界(若くは精神界)の事に努力しようとの御趣意に外ならぬ。

天照大御神の背後には、高皇產靈神、神皇產靈神、伊邪那岐神があり、月讀命の後には伊邪那美神があつて、夫々二神の顯事を助け給ふが如く、天孫には大國主神、一般臣民の頭上には幾千萬の先輩の神靈が附いて

居て此世の顯事を助ける。之が即ち幽顯一致の眞意である。ぞうして、人もよく此理を解して、身の行を正しくし、心の鏡を曇らす事なく、幽界の事に通ずれば、其身は直ちに神である。神道の各教では今も神人不二と云ふ事を説く、之は決して或神通力を備へて極めて不可思議な行爲を行ふ事を教へるのではなく、よく幽顯一致の理を悟らしめて人としての行を全からしめ、其身直ちに神たらしめんとするのである。

黒住教祖の歌に、

千早振神世も今も同じ世を皆末の世と思ふ憐さ
我姿尋ぬるに又及ぶまじ唯天地に照り渡るもの

四 至高唯一の神、新なる註解

此章の序説に於ても少しく述べた通り、明治時代になつて、神道布教

の上から、主祭神即ち神道の至高神は何の神であるかと云ふ事を實際に明示すべき必要に迫られた。そうして、それは勿論天之御中主神だと答へられたが、實地布教をして見ると、天之御中主神と天照大御神との關係、又、天之御中主神と高皇產靈神、神皇產靈神との關係、又、此三神と天照大御神との關係などが一々新なる疑問を以て迎へられ、國學者の方では一向不合理でないとして主張した解釋も社會では段々首肯しなくなつた。そうして諸方から勝手な解釋が出て、我神典は果して何う説くのが本當やら、殆ど據る所に迷ふやうになつて來た、かて、加へて、國學者の主なる人物は布教者として立つ事を禁ぜられる運命に遭遇し、教會神道の方でも人物の後繼者が顯はれないと云ふやうな事で、神道界は甚だ寂寞たる狀景を呈した。が併し、眞理は滅するものでないから口を噤んで大呼しない丈で、正傳は個人から個人に傳へられて、

我輩如き白面の書生も之を聞くことを得、そうして此所に新なる註解として發表する事を得るのである。

註解は極めて、簡單である。何となれば其前提の大部分は前各章各節に於て段々説き盡してあつて、此所には其結論のみを擧げれば足るからである。

神道の至高唯一の神は、天之御中主神ではなくて、天照大御神である。何となれば、既に述べ來つた通り天之御中主神から豐雲停神迄は獨神隱身であつて、所謂幽界に隠れたる神。其の次の宇比地邇神、須比智邇神から游母陀琉神、訶志古根神迄は畢竟諸冊二尊の別名であつて、天地を修理固成する役の終ると共に、天(日)に天照大御神を立て、月に月讀命を立て、地と黄泉とに互つて素戔嗚尊と云ふ神を置いて天照大御神の神業を贊するやうに(時)としてはそれが大御神の方を冒すこともあつ

たけれども、決して分を越えることはない)定めて置いて、二尊も亦御身を隠し給うた。そこで、天照大御神以前の神々は悉く隠身であるが、之に對して天照大御神、月讀命、素戔鳴尊は嘗て隠身に御成りになつたといふ事はなく、今現に此天地を主宰して居らせらるゝ(古○典○中○に○神○遊○り○玉○う○神○と○然○ら○ぬ○神○と○が○あ○る○。○之○は○特○に○注○意○を○要○す○る○こ○と○で○あ○る○。○)即ち幽界の神々に擁立せられて此三神は幽顯を兼ねたる天地の主宰神と立たせ給うたのである。然り而うして、神道の神觀の教ふる處に従つて、天照大御神と素戔鳴尊と月讀命とは三神にして實は一神で、天照大御神と申せば和魂、素戔鳴尊は荒魂、月讀命は幸魂であるとすれば、素戔鳴尊も月讀命も天照大御神の御分身に相違ない。かう言ふと驚く人もあるか知らないけれども、禍神の所に少し述べた通り大禍津日神は天照大御神の荒魂であると云ふ古傳説は伊勢神宮に存じて居る事

で、禍を直す大直毘神は大御神の和魂である事も同じ古傳に存して居る。すると、大禍津日神と云ふは素戔鳴尊の惡るい方面の御名で、大直毘神は天照大御神が素尊の亂暴を見直し聞き直し言ひ直し給ふ御徳に對する御名と考へれば頗る意義明瞭になるので、今全國に大禍津日神を祭る神社は多くないが素尊を祭れる社は非常に多く、大直毘神を祭る社は少くても天照大御神を祭る社の多いのも、畢竟異名同神であるから、自然年所を経るまゝに分り易い御名の方になつて了つて、遂には、異名同神と云ふ事さへも學者の説を聞かねば分らぬやうになつたのである。

伊弉諾尊が禊を遊ばす時に出顯の大禍津日神、大直毘神が既に天照大御神の御分身であるならば、其時出現の自餘の諸神も悉く天照大御神の御分身であると考へらるゝ理由がある。其餘の諸神大國主神以

下に至つては重ねて説明を要せず、悉く天照大御神の御分心又は其又御分身であるから、従つて皆天照大御神より低い神々である。たとへば、山の神、木の神、草の神の如きは天照大神以前に出現し給ふと雖、天照大御神出現の後には其御神徳の一端たるに過ぎない。

何故に至高唯一の神より前に出現の神があるか、又造化の神が被造化の神よりも低き地位にあるか、とは直ちに突き来る質問である。此所が神道の教義の他の宗教など、大に異なる所で、たとへ、造化の神と雖、自ら隠れて現はれず、若くば功了つて退隱の後には天地の主たる天照大御神の下位に即き給ふが順であつて、たとへば、一家の戸主も隠居すれば新戸主に従はねばならぬ事が出来る、之を皇室に就いて言へば、たとへ父帝でも讓位の後は上皇様で天皇の權威がない。此人倫の大本を天地開闢の際に當つて天神が現はされて居るので、神道で天之御中主

神を唯一至高神としないのは誠に深い所謂のある事である。之を今日の西洋思想と對照して考へると奇態にも感ぜられるであらうけれども、よくよく此邊に思を致さねばならぬ。西洋でも現在王者の後見又は背後にある者或は先王は決して王者より先きに且つ重く敬禮せられる事はない。

であるから、天之御中主神其他の隱身の神を表名して祭る事は祭る。決して全く祭らぬ事はない。昔全く祭らなかつたとするは恐くは精しからざる説で、前にも述べた通り天照大御神よりも低く祭られた。神武天皇の郊祀にも皇祖天神を祀るとあつて、天神は神祇官八神の事で、八神には高皇産靈神、神皇産靈神、玉積産靈神、生産靈神、足産靈神などあつて、生産靈神は伊邪那美神、足産靈神は伊邪那岐神、玉積靈神は天之御中主神ぢやとの説もあるから、天祖天照大神に次では之等の神が祭

神祇官の
八神。

報徳教に
も天地を
經文とす
とある。

られた事が想像せられる。けれども、神道は何處迄も現世教であつて、此天地を以て教の經文とするのであるから其主神も天地主宰の神を祭る。而も理學から考へても此天地主宰の神には天照大御神より高い神はない筈である。もし人間が此天地を出て了へばそれは別論である。神道の本色を知らんとするものは暫く宗教學などの言説にのみ拘泥しないで、我古傳の眞意と眼前の實際とを併せ考へる事が急要事である。

天地も人も獸も草も木も凡て生せる日の大御神(河上忠晶)

五 神國

神國の語を歴史家若くは故實家的に探索すれば、神功皇后の征韓役に新羅の王が『東に神國あり日本と謂ふ亦聖王有り天皇と謂ふ云々』

と言ふたとあるのが一番古い。爾後切りに神國と云ふ事が用ゐられて居る。神皇正統紀の發端にも『大日本は神國なり天祖始めて基を開き日の神永く統を垂れ給ふ我國のみ此事あり異朝には其類なし此故に神國と云ふ云々』とあつて、所謂舊日本のみ神國にして他は劣等國のやうに聞える。其外、明治維新前後に互つて盛に唱へられた『神國』の語は皆此響を持つて居る。

自分は之に對して、反對の意見を持つ譯ではないが、どうも從來の『神國』と云ふ語には、我國は神造の國、天照大御神の皇統君臨し給ふ國と云ふ事の意がつよくつて、やゝもすると今日現在神靈の照鑑ましく、神徳常に麗しく遍滿して居る事を言ひ忘れたり、吾々も神の子孫であるから神にならねばならぬと云ふ事を説き忘れたり、又は、諸外國も亦神の御國で、従つて外國人と雖均しく天照大御神の御子であるべき事

に氣が付かなかつたりする事を思ふと、少しく注意をせねばならぬと思ふ。

從來の用例の通りに我日本は神國に相違ないが、若し其神國たる事を誇るに止まるが如き事あつては、大切な神國の意味を汚すことになるから、其神國たる所以を發揮して、神の子なれば神になる行を積み、現在神明の加護ましく、難有き御國なる事を感謝する事をば忘れてはならぬ。之丈は是非共神國の人に望まねばならぬ事である。

次に、葦原の中國の條で言つた様に、中つ國即ち神國を唯舊日本のみに限らないやうに有りたい事である。世界悉く神國、天地悉く神國、天照大神の照臨まします所、世界は愚、天地一杯、月も星も悉く神國ぢやと云ふ廣い考へが持ちたい事である。或る國學者は「水穗國と云へば日本で、中つ國と云へば世界ぢや」と言つた。博識の人の言であるから

據があるかも知れぬけれども、水穗國でも、中つ國でも、唯舊日本のみと限り度くない。何となれば、今日では、本州、四國、九州、隱岐、佐渡、壹岐、對馬位が神國で、外は全然穢土であると云ふ様な考は餘りに偏狹に失する事勿論で、諸外國と雖皆中つ國に相違ない。日神の照覽まします所に相違ない。即ち世界は皆神國で、人類は凡て天照大御神の赤子であるとかう考へたい事である。皆凡て神となるべき人であると考へたい事である。そうして其中にあつて、日本獨り天照大御神の皇孫を載き、日本獨り風景天産其他の美を擅にして居るのは是れ神國中の神國ぢやと考へたい事である。本居翁の歌に

日の神の本つ御國と御國はし百八十國の穗國親國

中つ國たる此地球の内でも、天照大御神の出顯し給へる國即ち日の本つ國は舊日本であるから、先づ舊日本の住民たる我大和民族からして、

神國の實を擧ぐるに力めて世界の平和の爲に盡くさねばならぬ。之が神道の當面の急務である。

六 道 倫理の綱常 附、善惡說

天地の極み御照らす高光る日の大神の道は斯の道

高座たかみくら天津日嗣と日の御子の受け傳へます道は斯の道。

とは本居翁の玉銚百首の歌であるが、之に關する翁の註解は其浩翰なる著書の何れの部分にもあるけれども、文章雅淳、説明懇切に過ぎたる嫌があるから、此所に引用するには尙他の簡勁なるを早道として、左に黒住教祖と報徳教祖の言を引用する。黒住教祖の言に
勿體なくも道は日の神の御道に御座候凡そ三千世界に此道を外れたる人は一人も有間敷と奉存候

道は天の道なり、我とく道にあらず天の道なら天に任せ見れば直に我なし我なければ天の心斗なり其天の心が我道なり

と云ひ又

大道は天地一杯なり。

大道は其儘なる所が大道なり。

と云ひ、報徳教祖は

道を説きし書物一として癖なくして全きはあらざるなり。如何となれば釋迦も孔子も皆人なるが故なり。予は「不書」の經則ち物言はずして四時行はれ百物成る所の天地の經文に引當て、違なきものを取る、我大道は天地を以て經文とすれば、日輪に光明ある内は行はれざる事なく、違ふ事なき大道なり。

聲もなく香もなく常に天地は書かざる經を繰りかへしつゝ。

又曰

古道に積る木の葉をかき分けて天照らす神の足跡を見む
古道とは皇國固有の大道を云ふ。積る木の葉とは儒佛を始め諸子
百家の木の葉の爲に蔽はれて見えぬなれば、木の葉の如き書籍をか
き分けて、大御神の御足の跡はいづこと尋ねざれば見る事出來ざる
なり。

又曰

佛書に光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨と云へり。光明とは太
陽の光を云ふ。天地間に生育するもの太陽の徳を慕ひて生々を念
ず。此の念ある者を佛國故に念佛衆生と云ふべし。故に此念ある
ものは洩らさず生育を遂げさせて捨て玉はずと云ふ事にて、太陽の
大徳を述べしものなり。則我天照大神の御事なり。此の如く太陽

の徳は廣大なりと言へども、芽を出さんとする念慮、育たんとする氣
力なきものは仕方なし。芽を出さんとする念慮、育たんとする生氣
のあるものなれば、皆是を芽たせ育たせ給ふ太陽の御徳なり。(中
略)人と禽獸草木皆天の分身なるが故に、佛道にては悉皆成佛を説け
り。我國は神國なり。悉皆成神と云ふべし。

之等は皆、我道は自然の儘なるが眞の大道なる事を教へるものであつ
て、此大道の中に住む爲には人の人たる道即ち倫理の綱常を固守して
行かねばならぬ事を教へて居る。即ち本居翁以下の古學者は惟神の
道語を換へて言へば皇祖皇宗の遺訓をと、黒住教祖は『道の道』と云
ふ新語を提げて立ち、報徳教祖は天道に對する人道を切りに説いて居
る。

然らば、其倫理の綱常實踐道德は如何なるものであるかと云ふとそ

神道の善
悪観。

れは畏多けれども、明治天皇の下し賜はつた教育に關する勅語に盡きて居るから此所には説明を省略する。唯それに附言して見たいのは神道の善悪観とでも言ふべき事で、從來、儒佛の教などでは善を勧め悪を懲らす事を主として居るから、善人榮え悪人は亡びると定まつて居る。衆善奉行、諸惡莫作の格言は常に繰返され之に關聯して善に諸天善神と云ひ惡には惡鬼羅刹と云ひ、鬼と云ひ惡魔と云ふ様な邪神のある事迄説かれて居る。其教を久しく聞いて居た我國の事であるから、もし下々の者の様な御心であらせられたら彼の勅語の中にも善を勵み惡を慎めとの御趣旨が顯はれたかも知れぬが誠に英邁なる陛下であらせられて畏れながら遂に其事が彼の御文中には現はれて居ない。そこで、神道の善悪観とでも云ふべきものを述べて見ると先にも神姿の處で言ふ通りに、神道には惡魔とか鬼とか羅刹とか云ふものがない。

い。唯禍神があつて人に禍事を仕向ける事はあるけれども此禍神が實は天照大御神の荒魂であつて、本來の禍神でない。唯時あつて禍事を人にも與へらるゝに過ぎぬから、人は常に祓禊をして、心身を清く正しくし行を慎み戒を守つて、此荒魂たる禍神の荒び疎びを受けぬやうに心掛けると共に、一旦不幸にして禍神の禍事に交はり、災難にかゝる事があつても之を以て直に天を怨み人を恨む事なく、艱難災禍疾病等は凡て神明より授けられたる試験である修行であると心得へて益々誠心誠意を盡して神明に感謝し神明の試験に應じ修行鍛鍊を積むべきである。

即ち世の中に善の榮えるのは元より神の御心であるが、惡禍も亦神の御心として人の懈怠を戒め修行鍛鍊を積ましめん爲に屢、天より降さるゝので、人類の大半否凡てが常に此惡禍に罹つて日夜に苦心慘膽

或は病と闘ひ或は天災に苦み或は他人の権利等を犯し罪を得たものは苦役に服せしめて其心を改めさせられるので、此等皆放慢懈怠乃至不注意に對する天の教訓である。從來、善人徳者と言はるゝものが悪人と言はるゝ者よりも却つて不幸に陥るのが多くて『佳人薄命』とか『才子多病』とか『盜人たけぐし』とか『奸邪行はれて正義影を没す』とか言うて、動々もすれば天意神慮を疑ふのは、神が人間に一層の努力奮闘を要求し智徳の開發増進を促さるる教訓である事を忘れるからで、晏天の無情を泣くが如きは神道の本意を悟らないのである。元より不幸に泣き災妖に落膽するのは人情であつて、それを笑ふ如きはけしからの事であるけれども、神道の要求する所は、天照大御神の神慮も及ばぬ所が天の一方にあつて凡ての災害不幸はその方面から不意に襲ひ來るものだと言ふやうな思想は神道の教義にはない事を固く信

じて、一難に會ふ毎に益々奮起して、内に願りみ外を慎んで更に向上の心に鞭つべき事である。

七 祓禊 清潔

祓と禊とは神道教義の大眼目の一である。そうして神道教義中の最も宗教的なるものゝ一つである。如何に宗教嫌ひの國學者でも此宗教的要素を否認する事は出來ぬ。

祓の最も古く見えたのは、天岩戸隠れのあつた時素戔嗚尊が、高御産巢日神を初め八百萬神等の會議の結果として、頭髮を斷ち爪を切り、更に贖物と云つて澤山の物品を出し祓をさせられた事である。又、禊の最も古く見えて居るのは伊邪那岐神が黄泉國から逃げ歸つて小門の阿波岐原の海水に身を滌き給うた所にある。其以後人の世には絶え

素戔嗚尊
の祓。

伊邪諾尊
の禊。

す此祓禊は行れたもので、延喜式の祝詞には、有名な大祓詞が載録せられ、其外、神祇伯の白河家を始め各神社に傳はつた禊祓詞、三種祓詞などは皆此の祓禊の上中古に盛んであつた事を證するもので、中古の和歌物語の中には澤山に滌身みそぎや祓の事が書いてある。中世戦亂の世を経て人心が甚く變化してから、此事は大に廢れたのであるが、御一新以後は祭政一致の復古を見ると共に祓禊の儀式も盛んになつて、今日神社と云ふ神社に之を行はぬはなくなつた。維新前と雖も、家や橋などの上棟式等工人の與る所には、散米、鹽水、切麻、散紙など幾分か古式を存して居つたが、祓の本義は殆ど失はれて居つたに相違ない。祓禊の儀式の歴史や祓詞の講義は専門に涉るから省くとして、第一章參照祓詞の内容は如何であるかと云ふ事を略説すると、外に顯はれた罪即ち法令に違犯した者は、夫々罰則があつて罪科に處せられ、相當の制裁を加

大祓詞中の罪。

へられるから、神明に對してする所の祓禊は主として無形の心識上の罪即ち不義、不正、邪念、妄執等凡て禍神の誘に迷はされて横しまに走る心の汚穢を祓ひ禊ぐにある。大祓の詞の中に數へてある罪の個條は、天津罪と云ふは、哇離溝埋あはなみそめ、樋放ひなちり、重播おもほ、串刺くし、生剝なまはぎ、逆剝さか、屎放うんちなど今なら悉く法令で禁ぜられて居る事ばかりであるが、之を天津罪と云ふは、素戔嗚尊が天上にあつて御心の荒備あやぶみに依つて犯されたから言ふので、天上の事は元より法令の禁ずる限りでもなく、特に其荒びた心の罪を祓ふが眼目であるから、全く法令の制裁以上の方法であつて、此天上の儀を人事に徙して祓の規範を示したのである。又國津罪と云ふは、生肌斷なまはら、死肌斷しな、白人しろひと、胡久美こくみ、癩病かたがひ、己母犯罪おのぼは、まかせるつみ、己が子犯せる罪、母と子と犯せる罪、妻及び其先夫との間に設けたる子に通ずる罪、子と母と犯せる罪、妻と妻の母と双方に通ずる罪、獸犯せる罪、以上の如き醜怪なる事が上代の賤民

の間に往々あつて人の耳目に觸れるのが誠に汚らはしいから、大祓に祓うて其等の賤民の罪穢を祓はしむると共に見聞く人の耳目をも祓い清めたのである。決して、自分等が犯す事があるかも知れんからとて祓詞に數へ上げて其妄念を祓ふと云ふやうな劣等思想ではない。此等の罪は今も尙殘念ながら邊僻の地や最下等の社會には往々ある事で、時々新聞などにも載る所を見ると大祓詞は尙唱へらるべき必要がある。次には這ふ蟲の天、高津神の天、雷、火、風、雨、雪等の天災、高津鳥の天(怪鳥屋を壊ち、兒女を傷くるの類)、獸弊し(無益の殺生)、呪物せる罪(人を呪咀し又せられたる罪、或は禍事に交じはりて汚れたる罪)、等皆法令の行届かない心識裏面の罪を數へ擧げてあるので、大祓詞が全く形式的のものでない事もよく分る。而して、之を祓ふには祓串を立て麻を切りかけて天津祝詞(禊祓詞)を

唱へて神明に祈る。そうすると、天津神は天の八重棚雲を押分けて聞召し、國津神は高き低き山々の雲霧を排して聞召す。そこで祓に備へた贖物と祓串や麻を一緒に大川の流に投ずると罪穢は奔騰せる河川の渦きと共に潔よく大海に放ち遣られて、少しの滯りもなく波殘もなく祓はれて了ふ。勿論河海には天照大御神の和魂たる祓戸の神々が坐しまして之を受け付らるゝのである。

養心の古儀。

之が神道の贖罪、清潔、養心の古儀である。そうして、言ふ迄もなく、大祓と常の祓とは區別があつて、常の祓は日夕に其必要を感ずる毎に行うたのであるから、其都度必ず贖物を備へ必ず河流に棄てに行くに限つた譯でなく、贖物を献るは多くは大祓の時であつたと想像せられる。勿論今日は大祓の儀式は年二回と限られ、國民の凡ては或は之すら忘却したものが多く、神社や教會から人形などが配布せられると神

社の維持費の受取證位に領解して居る者もあらうが、上代では大祓も不吉のある度毎行はれるから年に幾度も朝廷で大祓のあつた事がある。随つて個人々々の常の祓は不絶行はられた事と想像せられる。第一章でも述べた通り今日大祓詞を平常によむのは意義の轉化ではあるが、其文章が崇高で、其内容も今日に尙適切であるとすれば或は多少の修正を施しても之を用ゐると云ふ事は必要に相違ない。

而して、祓詞や、祓式を其古雅な故を以て單に儀式の如く視る事なく、又今日の清潔法の如に心得る事なく、之を以て心を正し行を慎む誓詞として神前に奉唱し純潔無垢の心を養ふべき價がある。此點に關しては黒住教祖や禊教祖の教旨は大に聞くべき價がある。彼の祓を以て治病の法と心得るのも善い事に相違はないが其功の一端に拘はつて全般に通じないものと言はねばならぬ。黒住教祖の歌に

祓の形式
にとらは
れずには
意義を悟
るを要す

あるものは皆吹き拂へ大空の無きこそ元の住居なりけれ。

八 誠 附、祈禱、禁厭

延喜式の祝詞を初め、多くの祝詞には神に仕ふる心を叙して『清き赤き誠の心もて』仕へ奉ると云ふ事を屢、繰り反す。清き赤き心とは曇りなき心で直ちに貳なき心である。貳なき心は天地の心即ち天照大御神の御心と契合する光明正大なる心である。天照大御神の御心を大我とするならば曇りなき我心は即ち小我である。

人の心は神の賜物であつて、皆夫々分魂を頂いて居るならば、人々は常に行ひ澄して、汚濁を去り曇りを拂ひ、忘執我慢我欲を祓ひ去つて、清き明き誠の心を養ひ、天賦の神性を損はぬやうにしなければならぬ。中庸に『誠は天の道也。之を誠にするは人の道也。誠は勉めずして中

り、思はずして得。従容道に中るは聖人なり。之を誠にするとは善を擇んで固く之を執る者也」とあるのは即ち此所の事で、善を擇んで固く之を執り従容として世に處し道を外れぬやうにするには、常に祓を行つて清き明き心を保たねばならぬ。彼の『六根清淨祓』と云ふ祓詞は佛者の手になつたので、卑俗の譏りは免れぬけれども祓の眞意が誠の心を養ふにある事をば最もよく顯はして居る。

誠は天の道也と云ふは儒者の方では又種々と説もあるであらうが神道的に解すれば、道は直ちに誠であつて天地に満つるものである。神道名目類聚抄の序に『道者滿也無所不充實也』の句があるが、之は神道の道と云ふ意をよく解したもので、中庸の句を註解するに至極適當して居る。誠は即ち天の道で此天地間に遍滿充實せる所の天照大御神の神徳である。國語道と滿と普通である所を思ひ合せて此意味は

神道名目類聚抄の説。

誠は道也道は誠也

覺られる事である。支那人の註解にも『衆妙皆道也三才萬物共由者也』(廣韻)と字書に出て居るのも此意味に相違ない。果して然らば、天照大御神の神徳は誠であつて天地に遍滿せるものである事は、今日の理學者の説を藉つて、太陽の大徳は光明溫暖で以て萬物を生々化育するものなる事を證明しなくても、内外人の齋しく見る所と言はねばならぬ。之に關する我古典の立言が甚だ簡明直截を缺いで居る點は論者に言はずれば如何様にも難するであらうけれども、古典を熟讀すれば天照大御神の神格が圓滿完全で玲瓏玉の如き事は誰にでも分る事であるし、又八百萬神と數は無限に分れても、皆齊しく此神の分身である事も古傳に依つて了解せられる事であるから、支那や西洋の古書でも佛經でも註解書なくして直截簡明に今日に了解せられるもの之の乏しい事を思へば、我古典獨り不明瞭だとするは讀者の用意と識見とを疑はれ